

佐倉市地域防災計画

地震災害対策編

修正素案

平成20年7月
佐倉市防災会議

目次

第1章 総則

第1節 計画の前提

第1 計画の目的及び位置づけ	震	1
1. 計画の目的	震	1
2. 計画の位置づけ	震	1
第2 市域の概況	震	2
1. 位置及び沿革	震	2
2. 自然的条件	震	3
3. 社会的条件	震	7
第3 災害の履歴と想定	震	12
1. 地震災害の発生状況	震	12
2. 災害の危険性	震	12
3. 千葉県 of 想定地震と被害想定	震	14
4. その他災害	震	18

第2節 計画の基本方針

第1 計画の方針	震	19
1. 基本目標	震	19
2. 防災施策の大綱	震	19
3. 計画の体系と構成	震	20
第2 市・関係機関の業務の大綱	震	24
1. 市及び関係機関の役割と位置づけ	震	24
2. 市及び関係機関の業務の大綱	震	25
第3 市民・事業者等の基本的責務	震	32
1. 市民の役割	震	32
2. 事業者の役割	震	32
3. 特定事業者の役割	震	33
4. 建築物等の耐震性・耐火性の確保	震	33
5. 火災予防	震	33
6. 食糧等の備蓄の推進	震	34
7. 災害時における連絡手段、集合場所の確認	震	34
8. 避難方法の確認及び交通混乱の防止対策	震	34

第4 計画の運用	震	35
1. 計画の習熟	震	35
2. 計画の修正	震	35

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に関する調査・把握	震	36
1. 災害に関する調査等	震	36
2. 佐倉市災害対策条例に基づく防災指定区域及び重点整備地区の指定	震	36
3. 災害復興のまちづくりの研究	震	36
第2 都市の防災機能の強化	震	37
1. 市街地の整備	震	37
2. 防災空間の確保	震	38
3. 防災機能の強化	震	38
4. 土木構造物の耐震対策	震	39
5. 農地・農業施設	震	40
6. 公共施設等の災害対応力の強化	震	40
第3 建築物等の安全対策の推進	震	43
1. 建築物等の耐震対策	震	43
2. 建築物等の防火・安全化対策	震	44
3. 文化財の保護対策	震	45
第4 水害予防対策の推進	震	46
1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	震	46
2. 河川改修	震	47
3. 下水道整備	震	48
4. 農地防災対策	震	48
第5 地盤災害予防対策の推進	震	49
1. 液状化対策の推進	震	49
2. 土砂災害対策	震	50
3. 宅地防災対策	震	52
4. 各種データの保存	震	52

第2節 災害に備えたシステムづくり

第1 防災活動組織の整備	震	53
1. 活動組織の整備・充実	震	53
2. 動員体制の整備・充実	震	53

3.	行動マニュアルの作成	震	54
4.	防災中枢機能等の確保・充実	震	54
5.	関係機関等との連携体制の整備	震	54
6.	防災訓練の実施	震	55
7.	人材の育成	震	55
8.	防災拠点の整備・充実	震	56
9.	防災用資機材等の確保	震	56
第2	情報収集伝達体制の整備	震	57
1.	情報収集システムの整備・充実	震	57
2.	情報収集伝達体制の強化	震	57
3.	指定避難所における連絡体制の整備	震	58
4.	支部の整備	震	58
5.	通信手段の整備	震	58
6.	災害広報体制の整備	震	59
7.	災害情報共有化の推進	震	60
8.	安否情報の収集及び提供	震	60
9.	安否確認手段の周知	震	60
10.	その他情報伝達手段の整備	震	60
第3	火災予防の推進	震	61
1.	建築物等の火災予防対策	震	61
2.	林野火災予防対策	震	62
第4	消防、救助・救急体制の整備	震	63
1.	消防力の充実	震	63
2.	救助・救急体制の充実	震	64
3.	広域応援体制の充実	震	64
第5	応急医療体制の整備	震	65
1.	応急医療体制の整備・拡充	震	65
2.	後方医療体制の充実	震	65
3.	医薬品等の確保体制の整備	震	66
第6	緊急輸送体制の整備	震	67
1.	輸送手段の整備	震	67
2.	陸上輸送体制の整備	震	67
3.	航空輸送体制の整備	震	69
4.	水上輸送体制の整備	震	69
5.	交通混乱の防止対策	震	69
6.	公共交通機関	震	69
第7	避難体制の確立	震	70
1.	避難誘導體制の整備	震	70
2.	指定避難場所、避難経路の指定・整備	震	70

3.	指定避難所等の充実	震	71
4.	避難計画の充実	震	72
5.	応急仮設住宅対策	震	72
第8	二次災害防止体制の整備	震	74
1.	被災建築物応急危険度判定制度	震	74
2.	被災宅地危険度判定体制の整備	震	74
3.	電力供給施設、ガス供給施設による二次災害の防止	震	74
第9	緊急物資の確保・供給体制の整備	震	75
1.	飲料水の確保	震	75
2.	食糧及び生活必需品の確保	震	75
3.	備蓄・供給体制の整備	震	76
4.	市民及び事業者における備蓄の推進	震	76
第10	防災用資機材の調達	震	77
1.	防災用資機材等の整備	震	77
2.	調達・活用の体制	震	77
第11	ライフライン確保体制の整備	震	79
1.	上水道	震	79
2.	下水道	震	80
3.	電力(東京電力株式会社成田支社、千葉支社)	震	81
4.	ガス(千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社、社団法人千葉県エルピ-ガス協会、日本瓦斯株式会社)	震	81
5.	電気通信(東日本電信電話株式会社千葉支店)	震	82
6.	市民への広報	震	82
第12	営農対策の推進	震	84
1.	指導及び助言	震	84
2.	広報活動による啓発	震	84
第13	廃棄物処理体制の整備	震	85
1.	防災対策	震	85
2.	処理体制	震	85
3.	災害時応急体制の整備	震	85
4.	処理負担	震	86

第3節 災害に強い人づくり

第1	防災知識の普及	震	87
1.	市民に対する防災知識の普及と意識啓発	震	87
2.	学校教育・社会教育における防災教育	震	87
3.	事業所における防災知識の普及	震	87
第2	自主防災組織の育成	震	88
1.	自主防災組織の結成促進	震	88

2.	自主防災組織への支援	震	88
3.	事業所による自主防災体制の整備	震	88
4.	防災訓練への参加	震	89
第3	組織動員訓練	震	90
1.	非常登庁訓練	震	90
2.	その他訓練	震	90
第4	災害時要援護者対策	震	91
1.	福祉のまちづくりの推進	震	91
2.	在宅災害時要援護者対策	震	91
3.	社会福祉施設等における対策	震	94
4.	外国人への配慮	震	94
第5	ボランティア・NPO活動環境の整備	震	95
1.	佐倉市社会福祉協議会との連携	震	95
2.	ボランティア・NPOの位置づけ	震	95
3.	受入れ体制の整備	震	96
4.	人材の育成	震	96
5.	活動支援体制の整備	震	96

第3章 災害応急計画

第1節 初動期の応急活動

第1 組織動員	震	97
1. 活動体制の確立	震	98
2. 初動体制(現地情報の収集)	震	99
3. 災害対策本部の設置前の配備体制	震	99
4. 災害対策本部の設置	震	101
5. 動員計画	震	120
6. 平常業務の機能	震	122
7. 福利厚生	震	123
第2 情報の収集・伝達・報告	震	124
1. 地震情報等の収集・伝達	震	125
2. 情報の収集・伝達・報告系統	震	126
3. 緊急地震速報	震	127
4. 初期被害状況の把握	震	127
5. 詳細被害状況の把握	震	129
6. 県への報告	震	130
7. 通信の確保	震	133
第3 災害広報・広聴対策	震	139
1. 災害広報	震	140
2. 報道機関への情報提供等	震	141
3. 市民の各種相談窓口の設置	震	141
第4 応援の要請・受入れ	震	143
1. 行政機関との相互応援協力	震	143
2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	震	149
3. 自衛隊に対する災害派遣要請	震	150
第5 ボランティア協力対策	震	155
1. ボランティアニーズの把握等	震	156
2. 一般ボランティアの取り扱い	震	156
3. 専門的なボランティアの取り扱い	震	156
4. 活動支援体制	震	157
5. 応援の要請	震	158
第6 消火・救助対策	震	159
1. 災害発生状況の把握	震	159
2. 震災時の消火活動	震	160
3. 人命救助活動	震	162
4. 応援の要請	震	162

5. 地域住民との連携	震	163
第7 医療救護	震	164
1. 医療情報の収集活動	震	165
2. 医療救護活動	震	165
3. 後方医療活動	震	166
4. 搬送	震	166
5. 医薬品等の調達・確保	震	167
第8 応急避難	震	168
1. 実施機関	震	169
2. 避難準備情報、避難勧告または指示の実施要領	震	169
3. 警戒区域の設定	震	172
4. 避難	震	173
第9 避難所の設置・管理	震	175
1. 避難所の開設	震	176
2. 避難所の管理	震	177
3. 避難所の集約及び解消	震	178
第10 地震水防	震	179
1. 水門・樋門等の操作	震	179
2. 応急措置	震	180
3. 資機材の調達	震	180
第11 緊急輸送活動	震	181
1. 陸上輸送	震	182
2. 航空輸送	震	184
3. 水上輸送	震	184
4. 交通規制	震	185
第12 ライフラインの緊急対応	震	188
1. 被害状況の把握	震	188
2. 各事業者における対応	震	188
第13 帰宅困難者対策	震	190
1. 帰宅困難者	震	190
2. 想定される事態	震	191
3. 帰宅困難者対策	震	191

第2節 応急復旧期の対策活動

第1 二次災害の防止	震	192
1. 公共土木施設等	震	193
2. 被災建築物の応急危険度判定の実施	震	194
3. 被災宅地の危険度判定の実施	震	196

4.	危険物施設等の応急措置	震	196
5.	情報システムの復旧	震	197
第2	災害救助法の適用	震	198
1.	災害救助法の適用基準	震	198
2.	滅失(罹災)世帯の算定基準	震	199
3.	災害救助法の適用手続	震	199
4.	救助の実施及び種類	震	199
第3	緊急物資の供給	震	201
1.	給水活動	震	201
2.	食糧の供給等	震	203
3.	生活必需品の供給等	震	204
第4	保健衛生活動	震	206
1.	防疫活動	震	207
2.	食品衛生管理	震	207
3.	被災者の健康維持活動	震	208
第5	災害時要援護者等への対応	震	209
1.	災害時要援護者等の被災状況の把握	震	209
2.	被災した災害時要援護者等への支援活動	震	210
第6	社会秩序の維持	震	211
1.	警備活動	震	211
2.	物価の安定及び物資の安定供給	震	211
第7	ライフラインの応急対策	震	213
1.	上水道	震	213
2.	下水道	震	214
3.	電力	震	214
4.	ガス	震	215
5.	電気通信	震	216
第8	交通の機能確保	震	218
1.	鉄軌道施設の応急復旧	震	218
2.	道路の応急復旧等	震	219
第9	農業関係応急対策	震	220
1.	農業施設等の応急対策	震	220
2.	農作物応急対策	震	221
3.	畜産応急対策	震	221
第10	建築物・住宅応急対策	震	222
1.	住家等被災判定の実施	震	223
2.	住居またはその周辺に運ばれた障害物の除去	震	224
3.	被災住宅の応急修理	震	225
4.	被災家屋の解体	震	225

5. 応急仮設住宅の建設	震	227
6. 公営住宅等の一時使用	震	227
7. 市が管理する施設の応急対策	震	228
第11 応急教育等	震	229
1. 学校、幼稚園等の応急対策	震	230
2. 応急教育の実施	震	230
3. 学校給食の措置	震	231
4. 学用品等の支給	震	231
5. 園児・児童・生徒の健康管理等	震	232
6. 社会教育施設等の管理及び応急対策	震	233
7. 文化財対策	震	233
8. 保育園等の応急対策	震	234
第12 遺体の捜索・収容・処理及び埋火葬	震	236
1. 行方不明者の捜索	震	237
2. 遺体の収容	震	237
3. 遺体の処理	震	237
4. 遺体の埋火葬	震	238
第13 環境対策	震	240
1. し尿処理	震	240
2. ごみ処理	震	242
3. がれき処理	震	243
4. 動物対策	震	245
5. 環境保全対策	震	246
第14 応急公用負担等	震	248
1. 実施責任者	震	248
2. 応急公用負担等の要領	震	249
3. 損失補償及び損害補償等	震	250
第15 義援金・救援物資の受入れ及び配分	震	251
1. 義援金の受入れ及び配分	震	251
2. 救援物資(義援品)の受入れ及び配分	震	252

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

第1 被災者の生活確保	震	254
1. 雇用の維持に向けた事業主への支援	震	254
2. 職業の斡旋	震	254
3. 市税の減免等	震	254
4. 災害援護資金	震	255
5. 生活福祉資金	震	256
6. 生活相談	震	257
7. その他の生活確保	震	258
第2 罹災証明の発行要領	震	259
1. 目的	震	259
2. 罹災証明を行う者	震	259
3. 罹災証明の対象	震	259
4. 申請手続き	震	259
5. 被害調査・発行手続き	震	260
6. 証明手数料	震	260
第3 住宅の建設等	震	261
1. 災害公営住宅の建設等	震	261
2. 公営住宅の空き家の活用	震	261
第4 中小企業への融資	震	262
1. 適用の基準	震	262
2. 融資	震	262
3. 利子補給	震	262
第5 農林業者への融資	震	263
第6 被災者生活再建支援金の支給	震	264
1. 対象災害	震	264
2. 対象世帯	震	264
3. 支援金の支給額	震	264
4. 被災者生活再建支援法人の指定	震	265
5. 支援金支給の手続き	震	265

第2節 生活関連施設等の復旧計画

第1 水道施設	震	266
1. 復旧対策	震	266
2. 漏水防止対策	震	266

第2	下水道施設	震	267
1.	復旧計画の対象とする災害	震	267
2.	下水道施設の被害想定	震	267
第3	電気施設	震	268
1.	復旧の順位	震	268
2.	復旧作業	震	268
第4	ガス施設	震	269
1.	被害状況の調査と復旧計画の作成	震	269
2.	復旧措置に関する広報	震	269
3.	復旧作業	震	269
4.	再供給時事故防止措置	震	270
第5	通信施設	震	271
第6	農林業施設	震	273
1.	農業用施設	震	273
2.	林業用施設	震	273
第7	公共土木施設	震	274
1.	道路	震	274
2.	河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	震	274

第3節 激甚災害の指定に関する計画

第1	激甚災害の指定	震	275
1.	激甚災害に関する調査	震	275
2.	激甚災害指定の基準	震	275
第2	特別財政援助額の交付手続	震	276
1.	市	震	276
2.	県	震	276

付編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的	東	1
第2節 基本方針	東	2
1. 計画の内容	東	2
2. 計画の範囲	東	2
3. 前提条件	東	2

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	東	3
第2節 事業所に対する指導、要請	東	6
1. 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請	東	6
2. 生活関連事業所に対する指導、要請	東	7
第3節 広報	東	9
1. 市における広報計画	東	9
2. 広報の方法	東	9
第4節 教育	東	10
1. 市職員に対する教育	東	10
2. 児童生徒等に対する教育	東	10
第5節 地震防災訓練	東	12
1. 市民防災訓練	東	12
2. 各関係機関の訓練	東	12
3. 市民、事業所が実施する訓練	東	12

第3章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 警戒宣言発令までのあらまし	東	13
第2節 東海地震注意情報の伝達	東	15
1. 伝達系統及び伝達手段	東	15
2. 伝達体制	東	16
3. 伝達事項	東	16
第3節 活動体制の準備等	東	17
1. 災害対策本部の設置準備	東	17
2. 職員の招集	東	17
3. 東海地震注意情報発表時の所掌事務	東	17
第4節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報	東	18

第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制	東	19
1. 市の活動体制	東	19
2. 県の活動体制	東	19
3. 関係機関等の活動体制	東	20
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	東	22
1. 警戒宣言の伝達	東	22
2. 警戒宣言発令時の広報	東	22
3. 報道機関の発表	東	24
第3節 警備、交通安全対策	東	25
1. 警備対策	東	25
2. 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	東	25
第4節 消防、危険物、水防対策	東	26
1. 消防対策	東	26
2. 危険物対策	東	26
3. 水防対策	東	26
第5節 公共輸送対策	東	27
1. 東日本旅客鉄道株式会社	東	27
2. 京成電鉄株式会社、山万株式会社	東	28
3. バス、タクシー等の対策	東	29
第6節 交通対策	東	30
1. 警察による交通規制	東	30
2. 道路管理者のとるべき措置	東	30
第7節 通信対策	東	32
1. 東日本電信電話株式会社千葉支店	東	32
2. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	東	33
第8節 上下水道・電気・ガス対策	東	34
1. 上水道	東	34
2. 下水道	東	35
3. 電気	東	35
4. ガス	東	36
第9節 学校・病院・社会福祉施設等の対策	東	38
1. 学校	東	38
2. 病院・診療所	東	39
3. 社会福祉施設等	東	39
第10節 避難対策	東	41
1. 警戒宣言発令時の措置	東	41
2. 事前の措置	東	41

第11節 救援・救護、防疫、保健活動対策	東	43
1．救援体制	東	43
2．医療救護体制	東	43
3．防疫対策	東	44
4．保健活動対策	東	44
第12節 その他の対策	東	45
1．生活物資対策	東	45
2．緊急輸送の実施準備	東	45
3．市が管理、運営する施設対策	東	45
4．市税の申告、納税に関する措置	東	45
5．その他（危険な動物の逃走防止）	東	45
6．金融対策	東	46

第5章 市民等のとるべき措置

第1節 市民等のとるべき措置	東	47
第2節 自主防災組織のとるべき措置	東	50
第3節 事業所のとるべき措置	東	51

地震災害対策編

第1章

総則

第1節 計画の前提

第1 計画の目的及び位置づけ

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて、佐倉市(以下「市」という)の市域に係る防災対策に関し、佐倉市防災会議が定める計画であり、市並びに県、指定(地方)行政機関、自衛隊、指定(地方)公共機関及び公共的団体等の機関(以下「関係機関」という)等の業務の大綱及び処理すべき事務を定めるとともに、必要な体制を確立することによって、地域と協働した防災活動の総合的、計画的かつ効率的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、防災基本計画、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、千葉県地域防災計画、佐倉市総合計画等、各種計画と整合を図るとともに、市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第2 市域の概況

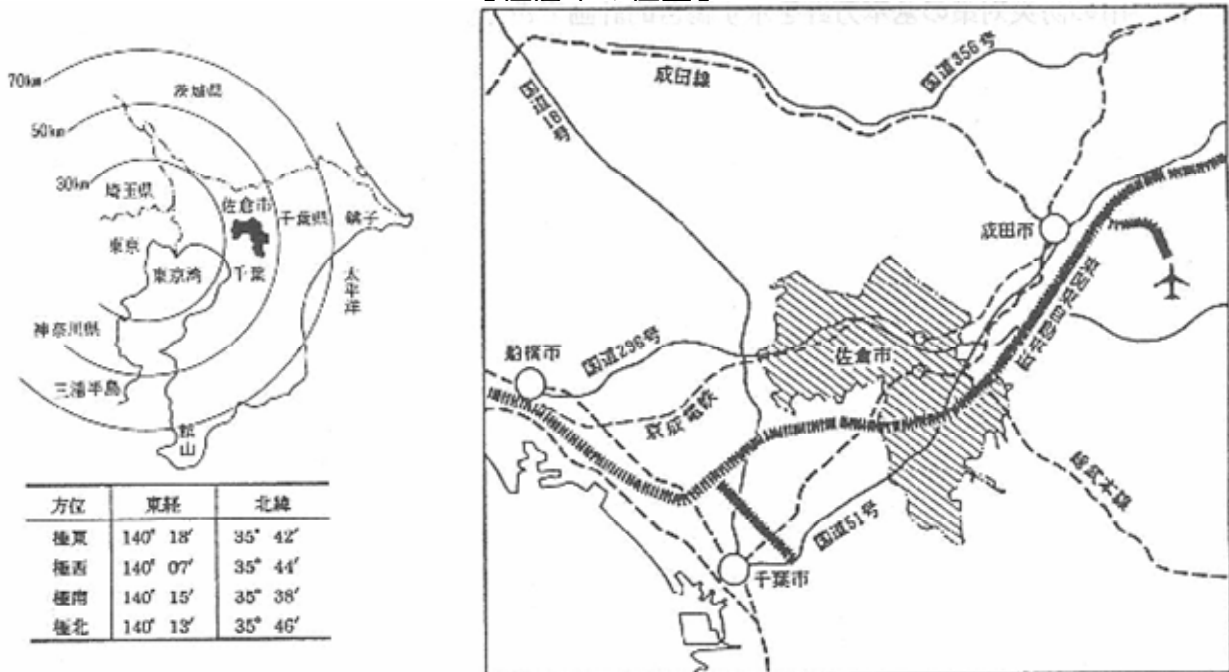
1. 位置及び沿革

(1) 位置

佐倉市は、千葉県北部の下総台地の中心部に位置し、東京都心から東へ約40km、千葉市から北東へ約20km、成田国際空港から西へ約15kmの距離にある。また、東は酒々井町、東南部は八街市、南西部は千葉市、四街道市、西は八千代市と接し、北は印旛沼を隔てて印旛村に接している。

交通条件では、JR総武本線、京成本線の2本の鉄道が通っており、東京から約1時間、成田国際空港へは約30分となっている。道路は、本市の南部を通る東関東自動車道が佐倉I.C.で国道51号に連絡し、北部を通る国道296号とともに、これらが本市と成田・千葉及び東京を結ぶ広域交通軸となっている。

【佐倉市の位置】



(2) 沿革

本市は、印旛沼とその周辺の河川がもたらす水利の良さや、比較的温暖な気候に恵まれたため、早くから人々が定住していたことを示す遺跡が多く分布している。

鎌倉・室町時代には、市内に臼井城や岩富城が築城され、慶長15年(1610)には、徳川家の家臣土井利勝が鹿島城に入封し、翌年から近世城郭として佐倉城の築城が開始された。その後、佐倉の城下町は、江戸の近郊都市としての性格をもち、佐倉新町を中心として商工業が盛んとなる一方で、旧成田街道筋の臼井地区も宿場町として発展してきた。現在も残る江戸時代の建築物、街並みは貴重な歴史的遺産となっている。

明治以降、佐倉城址は軍に引き継がれ、第2次大戦まで城下町は連隊の町として栄えた。戦後は周辺町村との合併により昭和29年に佐倉市が誕生し、その後も周辺部の編入を経て、今日に至っている。

2. 自然的条件

(1) 地形・地質

本市は下総台地の中央に位置し、その地形は、成田層の上に関東ローム層及び洪積層が堆積した台地と印旛沼に注ぐ中小河川沿いの低地部分及びこれら間の傾斜地(段丘崖)、造成地・干拓地の人工改変地に大きく区分される。

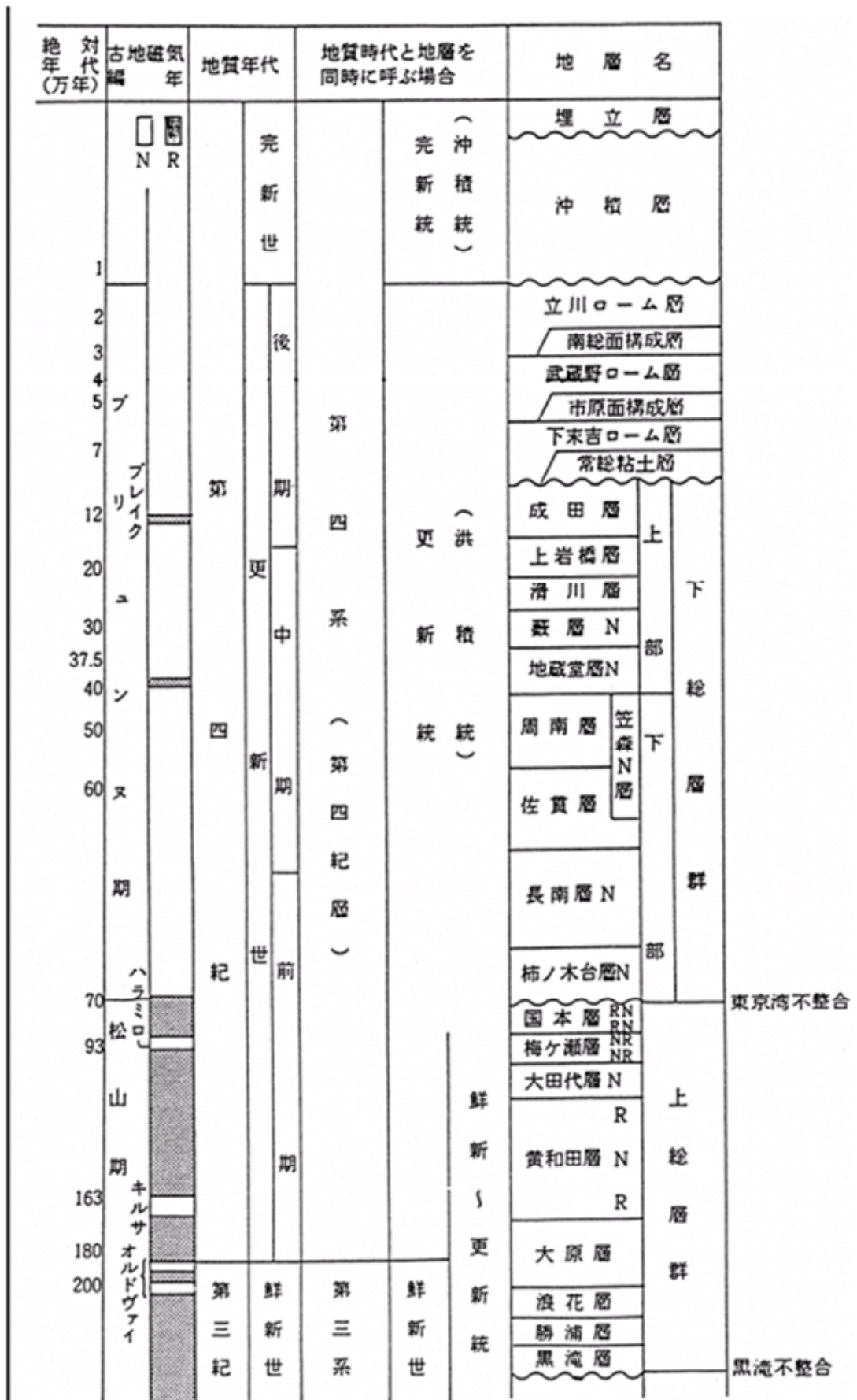
台地は本市北部の印旛沼周辺や印旛沼に注ぐ鹿島川沿いの低地を除いて、市のほぼ全域に広がっている。台地の地形区分は、台地面(平坦面)と台地縁辺部の斜面、台地上の凹地(浅い谷)に分けられる。台地の標高は、市最南部の宮内や飯塚で40~42mと最も高く、市北部の印旛沼付近では25~27mと北に向かって高度を減じており、これら中~高位段丘面と、この面より5~10m程度低い印旛沼周辺の小規模な下位または低位段丘面がある。

台地面には厚さ数mの関東ローム層及び洪積層が広く分布し、これらは比較的良好に締まった砂層及び固結した粘性土層からなる。その下には台地の主体を構成する下総層群(上部に一部姉崎層を置く成田層)があり、基部である成田層はよく締まった厚い砂層である。台地面を侵食してできた凹地(浅い谷)は軟弱粘性土等からなる二次堆積物が薄く分布している。段丘崖の斜面は台地から低地への変換部にあたり、比高(高低差)15~30mであり、全体に緩斜面が発達するが、鹿島川の右岸などでは30°以上の急斜面もみられる。

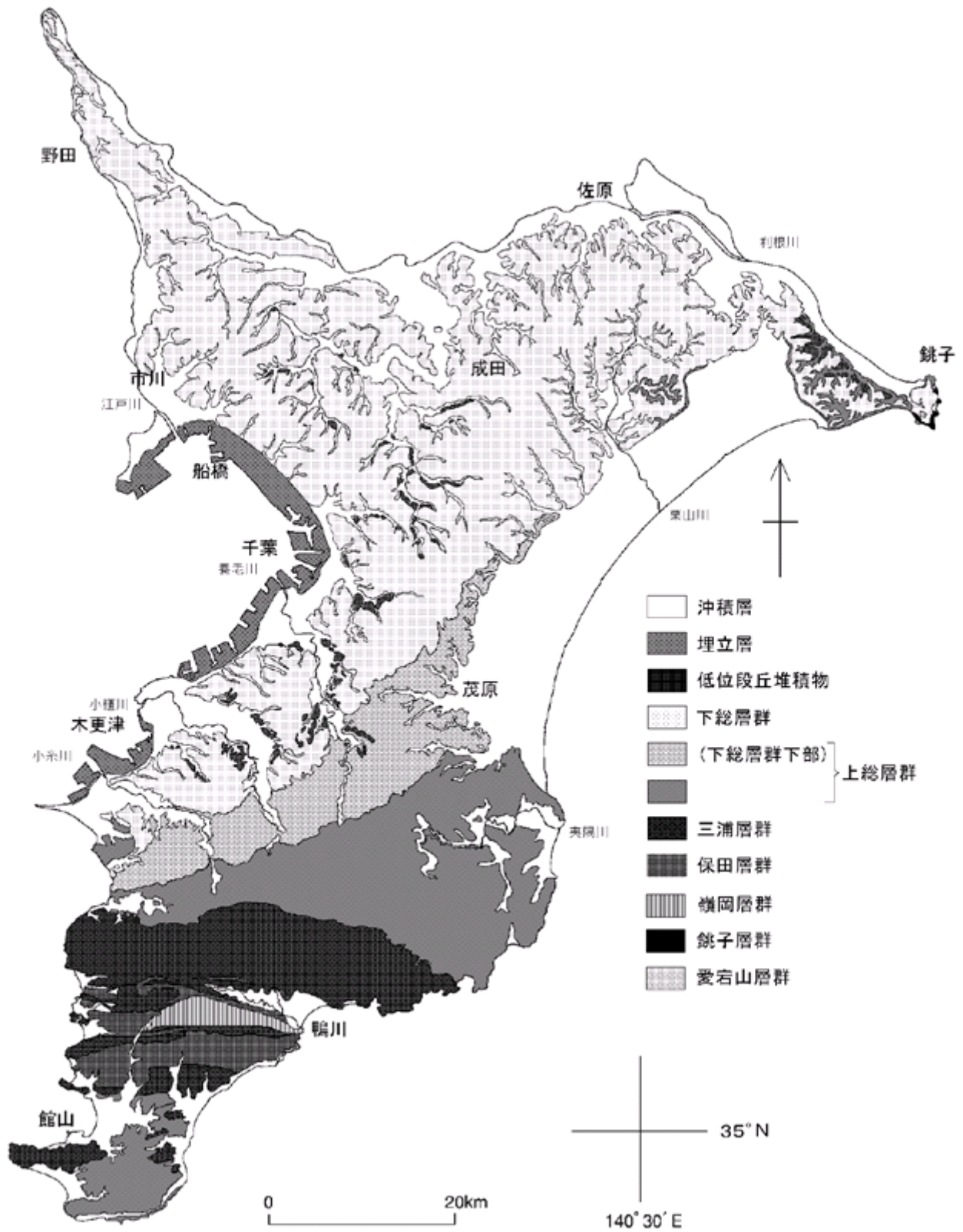
低地は、台地を開析して広がる谷底平野・氾濫平野・後背湿地と、印旛沼の南側に広がる干拓地から構成されており、鹿島川やその支流の南部川、高崎川及び佐倉川、市西部を流れる手繰川沿いに分布する。谷底平野は、本市の場合、台地を刻み込んで形成されたもののみであるため狭長な平野となっており、幅200~500m程度であるが、鹿島川下流部の飯重付近では幅2kmと広くなり、広大な後背湿地を形成している。

人工改変地は印旛沼の干拓地、低地の谷や洪積台地上の浅い谷を埋めた盛土や切土があり、干拓地は、印旛沼南側の狭長な地域から鹿島川下流部の佐倉川合流部にかけて分布する。これら低地及び干拓地の基盤には台地を構成する地層と同じものが分布しているが、低地部の成田層をおおう沖積層は、約1万年前の縄文海進時のおぼれ谷に泥や砂が堆積したものであり、台地部の洪積層に比べて固結度が小さく、極めて軟弱なシルト層や軟弱な砂層が分布し、腐食物を含むこともある。

【千葉県第四紀層】



【千葉県地表地質図】



(2) 気象

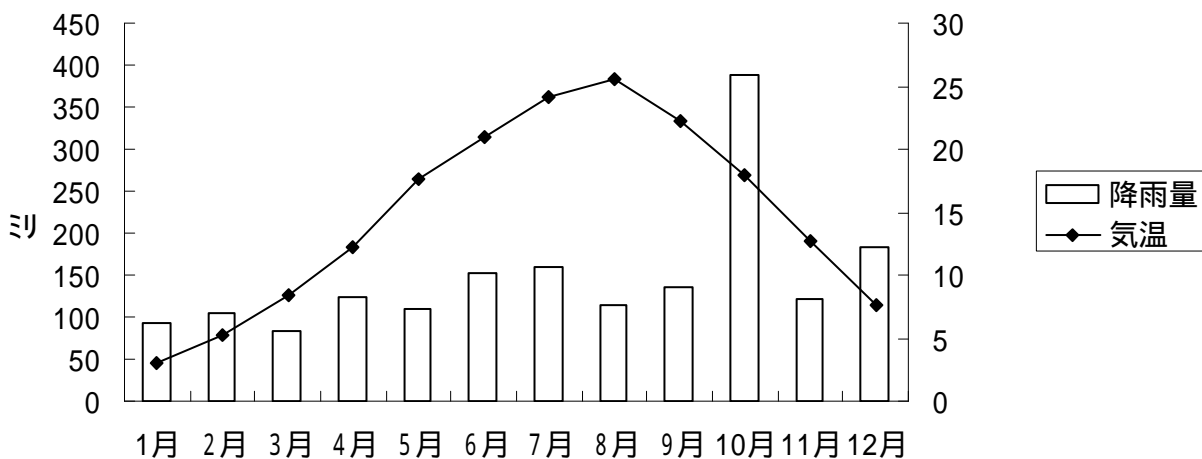
本市の気温は、平成18年で年平均14.8度であり、最も低いのは12月の月平均7.6度、最も高いのは8月の月平均25.6度で比較的温暖である。天候は年間を通じて晴の日が多く、年間平均湿度は76.5%、年間降雨量は1,770.5mm、風は年間を通じて北風が多く、年間平均風速は2.3m/sとあまり強くない。

【各年各降雨量・平均気温】

各年12月末現在

区分 年月	気温()			平均湿度	降雨量(ミ)		天気日数				風速(m/sec)	
	平均	最高	最低		合計	日最大	晴	曇	雨	雪	最多風向	平均
平成 5	13.8	33.8	-5.0	67.0	1409.0	133.5	192	100	72	1	北東	3.3
6	14.9	37.5	-6.9	75.4	1059.5	63.0	193	93	75	4	北北西	3.5
7	14.3	36.0	-6.2	71.5	1150.0	111.5	219	84	60	2	北北西	3.4
8	13.8	36.3	-6.8	70.2	1194.5	218.0	229	94	39	4	北北西	3.4
9	14.8	34.4	-6.9	65.8	1011.0	60.5	243	55	66	1	南西	3.7
10	14.9	35.6	-5.5	75.3	1343.5	48.5	171	93	95	6	北東	3.6
11	15.3	34.7	-5.7	75.2	1232.2	135.0	242	74	49	0	北北西	3.8
12	15.0	34.7	-5.6	73.2	1310.0	83.5	206	104	54	2	北東	3.5
13	14.4	35.7	-7.0	73.1	1428.5	195.5	213	90	61	1	北北西	3.5
14	14.8	36.0	-4.7	76.2	1346.5	87.5	200	94	70	1	北北東	2.8
15	14.3	35.2	-6.1	84.5	1678.5	148.0	171	136	58	0	北北東	2.5
16	15.5	38.3	-4.4	76.5	1809.5	206.5	218	49	95	4	北北東	2.6
17	14.4	34.7	-4.5	74.1	1387.5	85.5	192	136	35	2	北北東	2.4
18	14.8	34.7	-5.6	76.5	1770.5	180.0	北北東	2.3
19	15.3	37.0	-2.3	73.7	1189.0	115.0	北	2.4

【平成18年各月降雨量・平均気温】



3. 社会的条件

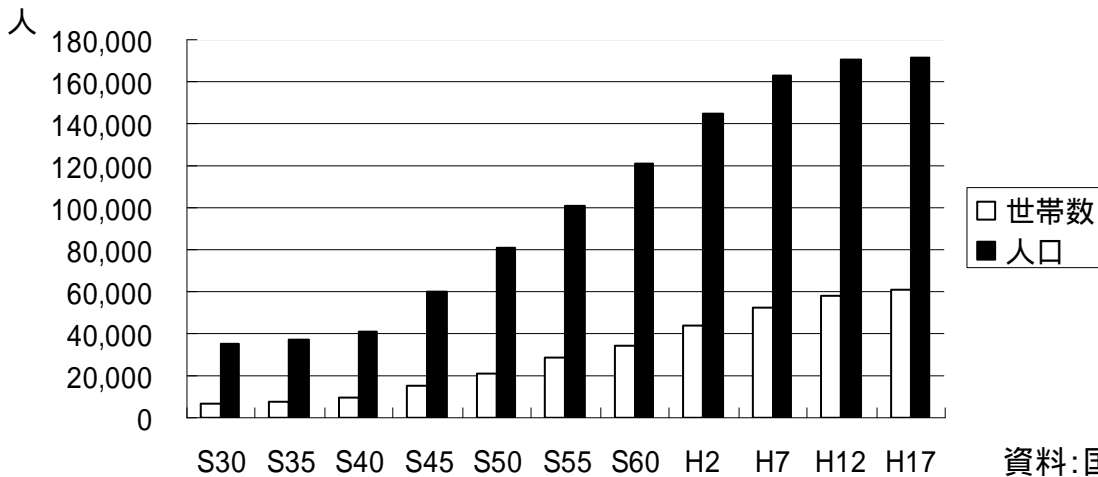
(1) 人口

総人口・世帯・年齢別人口の推移

平成17年国勢調査結果によれば、本市の総人口は171,246人、総世帯数61,108世帯で一世帯当たり人員は2.80人であり、人口密度は、1,653人/km²と千葉県 averages (1,175人/km²)より高い。地域別にみると大規模住宅団地のある志津地区の人口集積が最も高く、次いで臼井地区、佐倉地区、根郷地区、千代田地区の順となり、鉄道駅のある地域での人口集積が高いが、一方で、和田地区、弥富地区といった市の南東部では低くなっている。

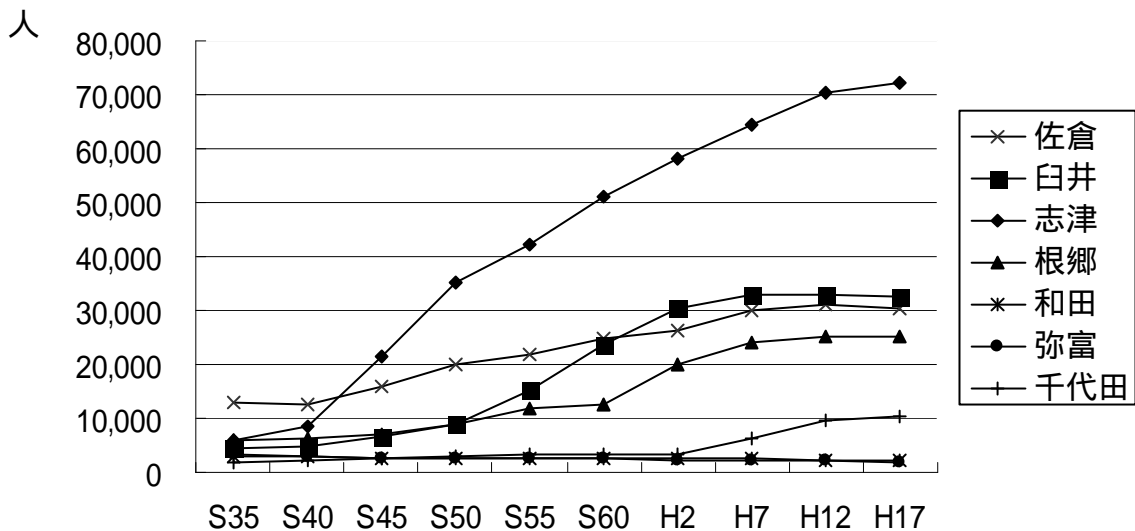
昭和30年から平成17年までの人口・世帯数の推移は、下に示すとおりであり、昭和40年代に始まる住宅都市化の進行によって、昭和40年から平成7年の30年間に人口が4倍になっている。

【人口・世帯等の推移】



資料:国勢調査

【地域別人口の推移】



また、年齢別人口の推移では、下表に示すように、全国的な出生率の低下と平均寿命の伸長を反映して、年少人口比率の低下と老年人口比率の上昇がみられ、千葉県の平均値(それぞれ13.5%及び17.6%)、全国平均値(それぞれ13.0%、17.1%)とほぼ同じ割合である。

【年齢別人口の推移】

単位：人、%

年次 年齢	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0～14歳	28,649	19.8	26,786	16.5	24,445	14.3	22,138	12.9
15～64歳	103,389	71.5	119,288	73.4	124,715	73.0	119,791	70.0
65歳以上	12,439	8.6	16,437	10.1	21,627	12.7	29,138	17.0
総人口	144,688	100.0	162,624	100.0	170,934	100.0	171,246	100.0

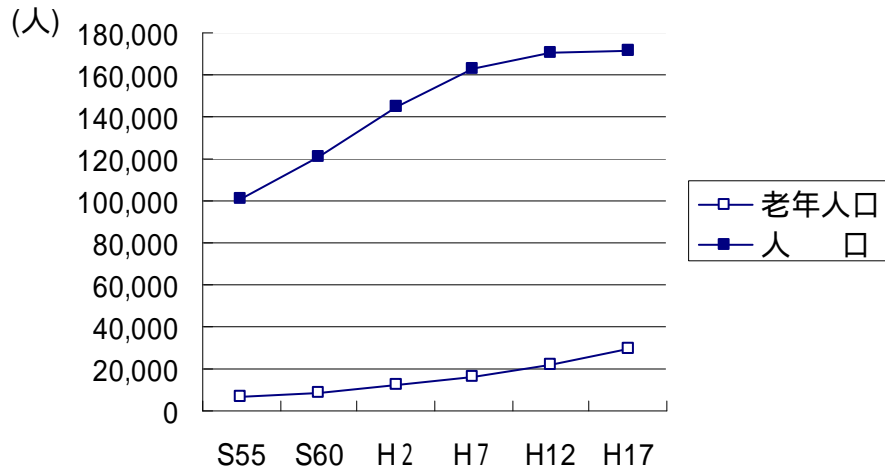
注：各年国勢調査による。総人口には年齢不詳の人口を含む。

構成比の合計は四捨五入の関係で100.0%にならない場合がある。

高齢者の人口推移

平成17年の老年人口(65歳以上)は総人口の17.6%であり、増加傾向にある。

【老年人口(65歳以上)の推移】



単位：人

区分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H17/S55
千葉県	老年人口	330,188	407,095	509,837	651,789	837,017	1,060,343	3.2
	人口	4,735,424	5,148,163	5,555,429	5,797,782	5,926,285	6,056,462	1.3
佐倉市	老年人口	6,698	8,881	12,439	16,437	21,627	29,138	4.4
	人口	101,180	121,213	144,688	162,624	170,934	171,246	1.7

注：各年国勢調査による。

昼間人口の推移

昼間人口の推移は、下表に示すように流出超過が続いている。昼間人口比率は昭和60年以降80%を割る。

【昼夜間人口の推移】

単位：人、%

区分 年次	常住人口 (夜間人口)	昼間人口	昼間人口比率 (常住人口=100)	流入人口	流出人口	流出超過人口
平成2年	144,477	111,241	77.0	19,992	53,228	33,236
平成7年	162,511	123,710	76.1	23,735	62,536	38,801
平成12年	170,787	131,971	77.3	24,337	63,153	38,816
平成17年	171,067	132,252	77.3	22,969	61,784	38,815

注：各年国勢調査による。総人口には年齢不詳の人口を含まない。

産業別就業者人口の推移

産業分類別就業者数の推移は、次表のとおりであり、第3次産業人口比率の上昇と、第1次産業比率及び第2次産業人口比率の低下が続いている。

【産業別就業者人口の推移】

区分 年次	就業者数(人)				構 成 比(%)			
	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	合計	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	合計
平成2年	2,820	20,571	43,839	67,230	4.2	30.6	65.2	100.0
平成7年	2,372	21,791	54,714	78,877	3.0	27.6	69.4	100.0
平成12年	1,902	19,351	60,708	81,961	2.3	23.6	74.1	100.0
平成17年	1,721	16,878	62,259	80,858	2.1	20.9	77.0	100.0

注：各年国勢調査による。但し、分類不能の産業は除く。

(2) 土地利用現況

本市の土地利用は、南部の丘陵地等を中心とした山林、印旛沼の周辺や鹿島川、手繰川流域等の低地部に集中している農地、西部及び東部地域に分散して形成された住宅地を中心とする市街地によって構成されている。

現在の市街地は、古くからの既成市街地に加えて、昭和40年代以降の宅地開発によって京成本線及びJR総武本線の各駅を中心に形成されたものであり、大きく分けて、志津(京成志津駅、京成ユーカリが丘駅)、臼井・千代田(京成臼井駅)、佐倉・根郷(京成佐倉駅、JR佐倉駅)の3地区に分かれている。

商業地は京成志津駅、京成ユーカリが丘駅、京成臼井駅、京成佐倉駅とJR佐倉駅に分散して形成されているが、いずれも中心商業核を形成するには至っていない。

工業地は、東南部に佐倉第1、第2、第3工業団地が整備されている。

(3) 交通網の概況

鉄道については、北部に京成本線、中央部にJR総武本線が走っている。京成本線には京成志津駅、京成ユーカリが丘駅、京成臼井駅、京成佐倉駅、京成大佐倉駅、JR総武本線にはJR佐倉駅がある。また、JR線は市の東端で北行して成田方面へ向かう成田線と南行して銚子方面へ向かう総武本線に分かれている。

モノレール山万ユーカリが丘線については、山万ユーカリが丘駅を起終点として、ユーカリが丘、宮ノ台地区を周回している。

幹線道路では、高速自動車国道として東関東自動車道、広域幹線道路として国道51号、国道296号が通っている。南部地域を通る東関東自動車道及び国道51号は、千葉と成田方面を結び、国道296号は北部の志津、ユーカリが丘、臼井、佐倉の各市街地を結んで、酒々井方面と連絡している。その他の主要道路としては、主要地方道佐倉印西線及び千葉臼井印西線が市内を南北に縦断し、市内各市街地間の連絡及び広域幹線道路との連絡機能を果たしている。

平成17年度道路交通情勢調査によると、国道51号で25,449台/24hの交通量となっており、特に、国道296号や主要地方道は北部の既成市街地や入り組んだ地形の区間を通ることから、幅員が狭く、屈曲箇所が多いこともあり、各所で交通渋滞を引き起こしている。

第3 災害の履歴と想定

1. 地震災害の発生状況

千葉県は、日本海溝と相模トラフに挟まれ、太平洋プレートとフィリピン海プレートとが陸のプレートの下に沈みこむという複雑な構造の上に位置している。本県直下周辺では、プレートの沈み込みの影響による海溝型地震が発生しており、特に海域で発生する大規模地震の影響は大きい。

市域の地震による災害履歴は、被害の明白な記録が少ない。このため、本県が影響を受けた主な地震を整理すると、明治20年代以降42回となる(出典:「銚子地方気象台ホームページ」<http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/index.html>)。

これらのうち、本市に震央が近く、マグニチュードが6.0以上であった主な地震は、昭和62年12月(マグニチュード6.7)、平成12年6月(マグニチュード6.1)、平成17年7月(マグニチュード6.0)に発生している。

また、特に大きな被害をもたらした関東地震(M7.9程度)の発生間隔は、約220年、元禄地震(M8.1程度)の発生間隔は約2,300年とされており、(地震調査研究推進本部 平成16年) これらの大規模地震以外に本県全域を含めた南関東地域では、約24年間隔でM7程度の地震が発生するとされている(地震調査研究推進本部 平成16年)。

なお、駿河トラフ沿いに発生が予測される「東海地震」については、いつ発生してもおかしくない状況にあるとされ、もし、発生した場合には、本県では震度5強以下のゆれが発生すると想定されている(平成13年中央防災会議)。

2. 災害の危険性

この計画の作成にあたっては、防災アセスメント(平成8年度調査)の調査結果をもとに、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定した。

災害に対して危険な区域を主に災害素因から整理すると、以下のようになる。

液状化危険区域(液状化の危険度が高い区域)

一般に地震動の大きい区域(第3種地盤に相当する沖積層)

急崖のある区域

内水災害を受けやすい区域

出火危険の高い区域

排水施設等の未整備区域

防災アセスメントの結果によれば、市の低地部では直接的な地震動による被害のほか、液状化の危険性が高く、地震時には液状化に伴う交通網の途絶(橋梁の破損や道路の損壊・陥没など)、ライフラインの破損が予想される。また、地震時には木造家屋密集地での火災発生が予想され、相対的に、干拓地、自然堤防、氾濫平野、後背湿地の危険性が高い。

3. 千葉県の想定地震と被害想定

千葉県地域防災計画において、海溝型地震3ケース及び直下型地震4ケース、合わせて7ケースの地震による被害想定を前提条件として位置付けている。

千葉県では、被害想定を行うにあたって、平成3年度から5カ年で直下型地震等対策調査を実施し、海溝型地震発生ケースについては、過去に発生し千葉県に大きな被害をもたらした元禄地震及び関東地震と、発生が危惧されている東海地震の3つの地震を想定し、被害想定を行った。

(1) 想定地震

地震の規模等

ア 海溝型地震

関東地震（マグニチュード7.9）、元禄地震（マグニチュード8.2）、東海地震（マグニチュード8.0）と同程度とする。

イ 直下型地震

県北西部、県北東部、県西部、県中央部の4ケースを想定震源として設定。

マグニチュード7.2、震源の深さ20kmとする。

地震の発生季節等

冬の夕刻（午後5時～6時）とする。

気象条件

晴れ、ほぼ北西の風、風速5～15m/秒。

(2) 被害の概要

(海溝型地震)

想定地震	元禄地震	関東地震	東海地震
木造建物の被害			
ア 全壊	28,300 棟	23,900 棟	1,400 棟
イ 半壊	150,300 棟	121,600 棟	6,700 棟
建物焼失数	48,400 棟	28,000 棟	
人的被害			
ア 死者	10,100 人	4,800 人	300 人
イ 負傷者	15,100 人	8,500 人	400 人

(直下型地震)

想定震源域	県北西部	県北東部	県西部	県中央部
木造建物の被害				
ア 全壊	8,500 棟	7,600 棟	15,300 棟	18,000 棟
イ 半壊	20,000 棟	21,000 棟	35,300 棟	45,600 棟
建物焼失数	39,700 棟	43,300 棟	79,900 棟	87,300 棟
人的被害				
ア 死者	3,400 人	3,700 人	6,500 人	7,300 人
イ 負傷者	5,900 人	6,500 人	11,400 人	12,900 人

(3) 被害の特徴

直下型地震4ケース、海溝型地震3ケースの7ケースについて、想定地震が発生した場合の被害の状況等を予測したが、その特徴は、以下のとおりである。

地震動

直下型地震の場合は、震央から半径30km以内の低地及び震央から20km以内の台地で震度6弱以上となる場合があり、それ以外の地域ではほぼ震度5弱となる。

海溝型地震の場合は、元禄地震のケースでは県域のほとんどが震度6弱以上になる。関東地震のケースでは県南辺部、東京湾岸、印旛・手賀沼周辺、利根川沿いの低地及び九十九里平野南部などで震度6弱以上となり、それ以外の地域ではほぼ震度5強となる。東海地震のケースでは、震度6弱となる地域はほとんどなく、ほぼ全域が震度5強となる。

液状化

各想定地震とも東京湾岸の埋立地、印旛・手賀沼周辺の低地、利根川、江戸川、養老川、小櫃川、小糸川等に沿った低地で特に液状化の危険性が高く、直下型地震のケースでは、これに加え、震央に近い場合は利根川沿いの低地や九十九里南部の河川沿いの低地において危険度が高くなる。

斜面崩壊

下総台地の縁辺部や房総丘陵の北部での斜面崩壊の危険性が高い。

直下型地震ケースの場合、1,400から6,900箇所の崩壊が発生し、特に千葉県中央部直下を震源とした場合には、下総台地縁辺部などに多くの斜面崩壊が発生する。

関東地震、元禄地震を想定した場合は、県内で約10,000箇所前後の崩壊が発生すると予測される。

建物被害

ア 木造建物

直下型地震による木造建物の被害予想は、上記のとおり県中央部ケースの全壊18,000棟が一番多く、最も少ない予測で県北東部ケースの全壊7,600棟となっている。

木造建物に被害が出始めるのは概ね震度5弱からであり、軟弱地盤地域や古い建物に被害が集中する。

市域における昭和34年以前に建てられた木造建築物の分布と、地盤種別ごとの推定震度から木造建物が被害を受けやすい地区を推定すると、以下ようになる。

海隣寺町、新町、大佐倉、飯野、先崎、羽鳥

イ 鉄筋コンクリート系建物

直下型地震の県中央部ケースでの大破棟数は1,800棟に及び海溝型地震の元禄地震ケースでは1,400棟となる。

ウ 鉄骨系建物

直下型地震の県中央部ケースでの大破棟数は3,300棟に及び海溝型地震の元禄地震ケースでは5,100棟となる。

落下物

落下物は、古い建物の多い地域での危険性が高く、地震動による窓ガラス等の落下は、直下型地震の県北西部ケースでは3階建以上の非木造建築物のうち4割弱、約12,800棟で発生し、海溝型地震の元禄地震ケースでは、5割弱の16,100棟の建物で発生すると予測された。

ブロック塀・石塀

直下型地震では県中央部ケースでの被害が大きく、全県でブロック塀は約100,600件、石塀は約25,600件に及ぶと予測された。

被害率で見ると、ブロック塀は16.6%、石塀は55.5%となる。

また、海溝型地震では、元禄地震のケースでの被害が大きく、全県でブロック塀は約129,600件、石塀は約30,300件に及ぶと予測された。

被害率で見ると、ブロック塀は21.4%、石塀は65.8%となる。

ライフライン

ア 上水道

直下型地震の場合、被害分布の局地性が顕著で、震央から25kmの範囲での被害が大きい。

県中央部ケースでは約29,000箇所が被災し、海溝型地震の関東地震ケースで約23,900箇所、元禄地震ケースで約34,200箇所になる。

復旧に要する日数は、直下型地震の場合、被災中心部で3週間から1ヵ月以上、関東地震及び元禄地震ケースでは主要都市で1ヵ月以上に及ぶ。

イ 下水道

下水道も上水道同様、直下型地震の場合に被害分布の局地性が顕著に現れる。また、液状化の影響が上水道管より大きく現れる。

県中央部ケースでは6,900箇所の被害数となる。

応急復旧に要する日数は、直下型地震の場合、5日以内、関東地震ケースでは5日から10日と見られ、本復旧に要する日数は、直下型地震の場合、1ヵ月から2ヵ月、関東地震ケースでは4ヵ月から5ヵ月となる。

ウ ガス

ガス管も上水道同様、直下型地震の場合に被害分布の局地性が顕著に現れる。海溝型地震の場合は、東京湾岸に次いで九十九里地域で高くなる。

直下型地震の場合、震央付近の被害の大きかった地域で復旧に1ヵ月以上、それ以外では10日程度要し、関東地震及び元禄地震ケースでは1ヵ月以上を要する。

エ 電柱・電話柱

直下型地震の場合、被害分布の局地性が顕著であり、震央近くで被害が比較的大きくなり、場所により関東地震ケースに匹敵する被害となる。

直下型地震や東海地震ケースでは、被災地域が限定されるため比較的早期に復旧し、1日から3日でほぼ完全に停電から復旧する。関東地震及び元禄地震ケースでは1週間程度を要する。

電話柱の場合、直下型地震ケースでは被害が軽微であり、関東地震及び元禄地震ケースでも電柱に比べ、被害量は少ないが、復旧には時間を要するので機能回復の障害になると思われる。

交通施設

ア 道路

直下型地震では、県中央部ケースの被害が最も大きく、海溝型地震では元禄地震ケースが最も被害が大きくなる。

イ 鉄道

直下型地震では、県中央部ケースの被害が最も大きく、鉄道施設構造物の被害箇所数は200箇所に及び、海溝型地震では元禄地震ケースが最も被害が大きく、鉄道施設構造物の被害箇所数は300箇所に及ぶと予測される。

盛土や切土部分が被災した場合の復旧には、1日から1週間程度要すると考えられる。

河川堤防

千葉県下の1級及び2級河川を対象とした予測では、堤防の天端沈下量が1mを越すような大規模な被害は、直下型地震の場合、震源から40kmに限定される。

沈下量が10cmから1m未満の中程度の被害も加えると被害の最も大きいケースは、県中央部及び県北東部のケースである。

出 火

各想定ケースとも出火件数が多くなるのは、千葉地域、東葛飾地域、葛南地域の都市部である。

直下型地震では、県中央部ケースの被害が最も多く、焼失棟数は87,300棟と予測され、海溝型地震の元禄地震ケースの48,400棟を超える被害となる。

人的被害

地震に伴う火災等の二次被害を含めた人的な被害では、死傷者数が最も多いのは、海溝型地震の元禄地震ケースで25,200人、次いで直下型地震の県中央部ケースで20,200人となっている。

4. その他災害

その他災害(人為的災害)は主として火災であるが、最近4年間における発生状況は次表に示すとおりである。

【火災発生状況】

区分		平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年	
		件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額
火災区分	建 物	37	152,410 千円	41	223,415 千円	34	59,725 千円	39	133,953 千円
	林 野	0	- 千円	5	- 千円	6	- 千円	-	- 千円
	車 両	8	1,396 千円	6	4,237 千円	5	10,372 千円	14	12,216 千円
	その他	12	7,379 千円	34	10,441 千円	26	16,688 千円	11	677 千円
	小計	57	161,185 千円	86	238,093 千円	71	86,785 千円	64	146,846 千円
面積積損	建 物	1,205 m ²		1,850 m ²		594 m ²		1,496 m ²	
	林 野	- a		7 a		108 a		- a	

資料：佐倉市八街市酒々井町消防組合

第2節 計画の基本方針

第1 計画の方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,000人以上の犠牲者を出し、私たちの住む都市が、ハード・ソフト両面で自然災害に対していかに脆弱であるかを再認識させる結果となった。本計画の策定にあたっては、こうした過去の災害を教訓として、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といったこれからの地域行政に対する課題をふまえつつ、防災に関する基本方針を定めることとする。

本市では、低地の軟弱な地盤に形成された木造住宅市街地や、工業地区に集中する危険物施設及び多数の人々が集まる大型商業施設の増加などにより、地震や火災の発生によって複合的・広域的な都市災害が発生する危険性が増加している。また、台地における宅地開発等の地形改変による土砂災害発生の可能性や、もともと水害の発生しやすい低地の地形条件に加えて、市街化による内水水害の危険性の増大など、都市化の進行が災害の発生を助長している面もみられる。こうした、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市及び関係機関の防災機能の充実と、これら機関と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、避難地及び避難路の確保など防災基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図る。さらに、高齢化に伴う災害時要援護者の増加等による防災力の低下や、非定住人口の増大による防災意識の希薄化が進むことが考えられるため、地域住民の連帯による防災意識の高揚を図っていく。

1. 基本目標

～みんなでつくる『災害に強い安心・安全のまち—佐倉市』～

をめざし、市民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

2. 防災施策の大綱

(1) 災害に強いまちづくりの推進

市をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安心・安全なまちづくりを計画的に推進する。

(2) 災害に備えたシステムづくり

市をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

(3) 災害に強い人づくり

市民一人ひとりが「災害の発生を未然に防ぎ、被害の拡大を防止する」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食糧の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、市をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

(4) 災害への適切な対応

① 役割の明確化

災害時における市及び関係機関・市民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

② 佐倉市地域防災計画と防災体制の充実

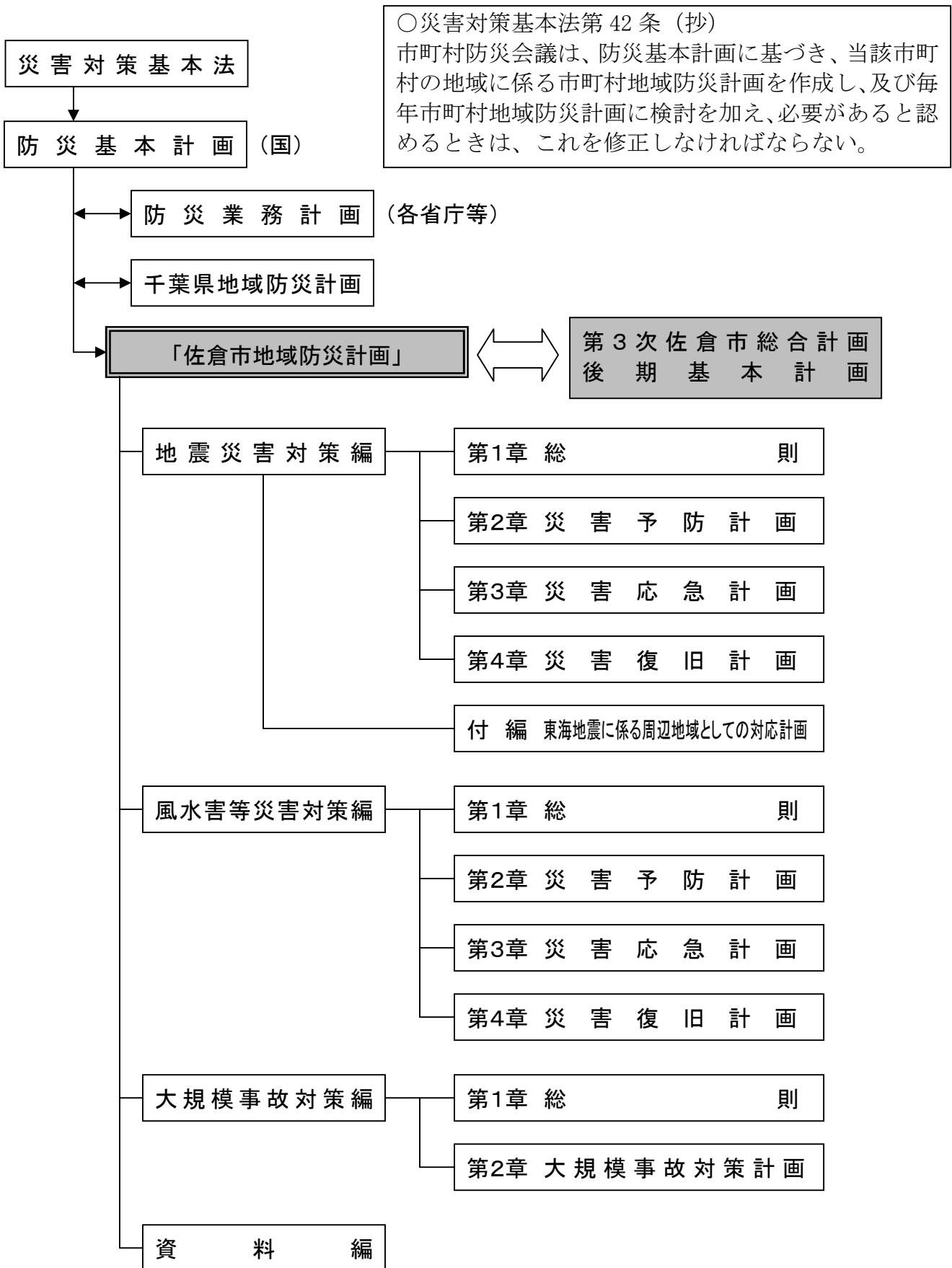
市及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

③ 事業の推進

千葉県地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業をはじめとして、ハード・ソフト両面において防災の視点から検討を加えた事業を展開する。

3. 計画の体系と構成

本計画は、災害対策基本法第42条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、以下に示す「地震災害対策編（総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画、東海地震に係る周辺地域としての対応計画）」、「風水害等災害等対策編（総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画）」、「大規模事故対策編（総則、大規模事故対策計画）」及び「資料編」から構成する。



各編で対応する内容は次のとおりである。

(1) 総則・災害予防計画（地震災害対策編・風水害等災害対策編）

計画の目的を明らかにし、市及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加えて、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定める。

① 総 則

計画の前提となる市の概況、災害の履歴及び災害の想定等について記述するとともに、計画の基本方針、市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱について定める。

② 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限にとどめるべき防災に配慮した施策、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

ア 災害に強いまちづくり

防災空間の整備をはじめとする都市の防災基盤の強化など、災害の防止をめざした対策を定める。

イ 災害に備えたシステムづくり

初動体制、情報収集伝達体制、広域応援体制、消火、救助・救急体制など、災害の発生に備えてあらかじめ整備すべき体制について定める。

ウ 災害に強い人づくり

防災知識の普及、自主防災組織の育成、ボランティア活動環境の整備など、市民の災害対応能力の向上をめざした対策を定める。

エ 災害への適切な対応

各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業をはじめとする、ハード・ソフト両面からの防災対策の展開による災害への適切な事前対応策を定める。

(2) 災害応急計画・復旧計画・東海地震に係る周辺地域としての対応計画（地震災害対策編）

職員参集基準の明確化と非常配備動員体制の確立等の災害対策の体制強化、地域の初期防災体制の強化、迅速かつ適切な対応による都市機能の混乱の抑制、被災後の回復力の向上、相互扶助による災害対応力の強化、迅速かつ円滑な復旧対策の推進などの、災害発生後の適切な応急活動、市民生活及び都市機能の復旧のための活動について定める。

① 災害応急計画

地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け、時系列にしたがって定める。

ア 初動期の応急活動

被害情報の収集、消火、救助・救急、医療、避難など人命救助に関わる対策を中心として、地震発生直後から速やかに講じるべき対策について定める。

イ 応急復旧期の対策活動

飲料水・食糧の供給、避難対策、保健衛生・福祉活動、都市機能の回復など、被災者の生活支援を中心とした対策について定める。

② 災害復旧計画

市民の生活再建のための各種の取組み及び復旧の基本方針について定める。

③ 東海地震に係る周辺地域としての対応計画（付編）

東海地震注意情報の発表から東海地震発生までの間に、防災上とるべき措置等について定める。

なお、地震発生後の応急・復旧計画については、佐倉市地域防災計画（地震災害対策）により対処する。

(3) 災害応急計画・復旧計画（風水害等災害対策編）

災害応急計画・復旧計画（地震災害対策編）の内容を基本としながら、それらに加えて、風水害が発生するおそれのある場合における警戒活動、災害発生後の活動について定める。

① 災害応急計画

風水害が発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置くとともに、災害発生直後の応急対策について地震災害応急計画で見直した観点をふまえて、各防災関係機関に求められる活動を定める。

ア 災害警戒期の応急活動

災害を未然に防止し、または被害を最小限に抑えるための気象情報の伝達方法、避難、災害発生に備えた準備体制等の組織配備体制、関係機関の警戒活動や避難対策など、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるために講じるべき措置について定める。

被害情報の収集、消火、救助・救急、医療、避難など人命救助に関わる対策を中心として、地震発生直後から速やかに講じるべき対策について定める。

イ 災害発生後の活動

災害発生直後の被害情報の収集、救助・救急、医療など、人命救助に関わる対策から、食糧の供給、避難対策、保健福祉活動、都市機能の回復など、災害の発生から被災者の生活支援まで、被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け、時系列にしたがって定める。

② 災害復旧計画

市民の生活再建のため、各種の取組み及び復旧の基本方針について定める。

(4) 総則・大規模事故対策計画（大規模事故対策編）

市街地の大規模火災や高層建築物等の災害、危険物等災害、航空機事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害、放射性物質災害などの災害をはじめ、その他突発災害等に対応するため、市及び関係機関の活動内容を定める。

第2 市・関係機関の業務の大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被災時の応急対策など被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に挙げる事務または業務について、総合的かつ計画的に実施する。

1. 市及び関係機関の役割と位置づけ

(1) 佐倉市

本市は、防災の第1次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 一部事務組合

消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防活動を実施する場合は、佐倉市八街市酒々井町消防組合がこれにあたり、その組織及び運営については、同組合消防計画及び佐倉市地域防災計画の定めるところによる。

その他の一部事務組合が防災活動を実施する場合は、その組織活動等については、それぞれの一部事務組合の防災に関する計画等及び佐倉市地域防災計画の定めるところによる。

(3) 県の機関

県の出先機関は、自ら防災活動を実施し、本市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を援助する。

(4) 自衛隊

陸上自衛隊は、県、市及びその他の関係機関の要請に応じて、災害対策に関して支援、協力する。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(6) 指定公共機関

指定公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

(7) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。また、地域内の住民はそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

2. 市及び関係機関の業務の大綱

佐倉市にかかる防災に関し、本市、本市消防団、一部事務組合、千葉県、陸上自衛隊、本市地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務大綱は、概ね次のとおりである。

(1) 佐倉市

① 災害予防対策

- ・佐倉市防災会議に関すること。
- ・各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。
- ・防災組織の整備に関すること。
- ・防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。
- ・食糧その他物資の備蓄及び確保に関すること。
- ・防災施設及び設備の整備に関すること。
- ・市民の防災活動の啓発、指導に関すること。
- ・その他市域の災害予防対策に関すること。

② 災害応急対策

- ・関係機関との連絡調整に関すること。
- ・気象情報の伝達、避難準備情報・避難の勧告・指示、避難所の開設に関すること。
- ・情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- ・消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
- ・被災者の救護及び保護に関すること。
- ・被災児童、生徒の応急教育に関すること。
- ・清掃、防疫、その他保健衛生に関する応急措置に関すること。
- ・ボランティア活動に対する支援に関すること。
- ・緊急輸送路の確保に関すること。
- ・その他市域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。

③ 災害復旧対策

- ・公共土木施設の復旧整備に関すること。
- ・学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。
- ・社会福祉施設の復旧整備に関すること。
- ・上・下水道施設の復旧整備に関すること。
- ・その他の災害復旧事業に関すること。

(2) 一部事務組合

① 佐倉市八街市酒々井町消防組合

- ・災害情報等の収集及び広報に関すること。
- ・災害の防御、警戒及び鎮圧に関すること。
- ・要救助被災者の救出、救助に関すること。
- ・傷病者の救出、搬送に関すること。
- ・その他、佐倉市防災会議が必要と認める事務または業務に関すること。

- ② 佐倉市、酒々井町清掃組合
 - ・一般廃棄物となる災害ごみの適正処理に関する事。
 - ・その他災害に係る一般廃棄物の処理に関する事。
 - ③ 印旛衛生施設管理組合
 - ・災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関する事。
 - ・その他災害に係るし尿処理に関する事。
 - ④ 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
 - ・災害時における遺体の火葬の適正処理に関する事。
 - ・その他災害に係る火葬処理に関する事。
- (3) 千葉県
- ① 北総県民センター
 - ・佐倉市が処理する事務、事業の指導及び斡旋等に関する事。
 - ・災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関する事。
 - ・災害救助に係る連絡・調整に関する事。
 - ・その他災害の防除と拡大の防止に関する事。
 - ② 印旛健康福祉センター
 - ・医療施設の保全に関する事。
 - ・医療救護に関する事。
 - ・防疫その他保健衛生に関する事。
 - ③ 印旛地域整備センター
 - ・県の管理に係る河川、道路及び橋りょうの保全に関する事。
 - ・水防に関する事。
 - ④ 印旛農林振興センター
 - ・災害時における病虫害防除その他農業技術指導に関する事。
 - ⑤ 北部家畜保健衛生所
 - ・災害時における家畜伝染病対策に関する事。
 - ⑥ 水産総合研究センター内水面水産研究所
 - ・災害時における水産技術指導に関する事。
 - ⑦ 教育庁北総教育事務所
 - ・災害時における文教対策の指導に関する事。
 - ⑧ 佐倉警察署
 - ・被災者の救出及び避難に関する事。
 - ・死体(行方不明者)の捜索及び検視に関する事。
 - ・交通規制に関する事。
 - ・防犯その他社会秩序の維持に関する事。

(4) 指定地方行政機関

① 関東農政局

- ・ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関する事。
- ・農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。
- ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
- ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
- ・災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
- ・災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
- ・土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事。
- ・農地及び農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
- ・被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
- ・農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。

② 関東農政局千葉農政事務所（地域第三課）

- ・災害時における応急給食用の米穀及び乾パンの売却に関する事。

③ 関東経済産業局

- ・生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- ・商工業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- ・被災中小企業の振興に関する事。

④ 関東運輸局

- ・災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- ・災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。
- ・災害時による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。
- ・災害時における応急海上輸送に関する事。
- ・応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事。

⑤ 成田空港事務所

- ・災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。
- ・遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- ・指定地域上空の飛行規制及びその周知徹底に関する事。

⑥ 東京管区气象台(銚子地方气象台)

- ・気象・水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事。
- ・異常気象時における気象予報及び警報等の発表・通報に関する事。
- ・災害発生時における気象観測資料の提供に関する事。

- ⑦ 関東総合通信局
 - ・電波及び有線電気通信の監理に関すること。
 - ・防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害復旧無線局及び孤立化防止用無線局の開設、整備についての指導に関すること。
 - ・災害時における非常通信の確保に関すること。
 - ・非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
 - ・非常通信協議会の育成及び指導に関すること。
 - ⑧ 関東地方整備局(千葉国道事務所酒々井出張所)
 - ・災害時における管内区域の一般国道区間の保全、安全通行確保に関すること。
 - ・一般国道区間の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。
 - ・その他、工事事務所が所管する防災に係る事務または業務に関すること。
 - ⑨ 関東東北産業保安監督部
 - ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物等の保安の確保に関すること。
- (5) 陸上自衛隊第1空挺団
- ・災害派遣の準備に関すること。
 - ・災害派遣の実施に関すること。
- (6) 指定公共機関
- ① 東日本旅客鉄道株式会社(佐倉駅及び成田保線技術センター)
 - ・鉄道施設の保全に関すること。
 - ・災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
 - ② 日本貨物鉄道株式会社(関東支社)
 - ・鉄道施設の保全に関すること。
 - ・災害時における救助物資の輸送の協力に関すること。
 - ③ 東日本電信電話株式会社(千葉支店)、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(千葉支店)
 - ・電気通信設備の整備に関すること。
 - ・災害時における緊急通話の取扱いに関すること。
 - ・被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
 - ④ 日本赤十字社(千葉県支部)
 - ・災害時における救護班の編成並びに、医療及び助産等の救護の実施に関すること。
 - ・災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
 - ・義援金品の募集及び配分に関すること。
 - ⑤ 日本放送協会(千葉放送局)
 - ・市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
 - ・市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ・社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
 - ・被災者の受信対策に関すること。

- ⑥ 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - ・管轄する有料道路の保全に関する事。
 - ・管轄する有料道路の応急復旧工事の施行に関する事。
 - ⑦ 成田国際空港株式会社
 - ・災害時における成田国際空港の運用に関する事。
 - ・空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事。
 - ⑧ 日本通運株式会社(佐倉支店)
 - ・災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
 - ⑨ 東京電力株式会社(成田支社、千葉支社)
 - ・災害時における電力供給に関する事。
 - ・被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
 - ⑩ 郵便事業株式会社(佐倉支店)
 - ・郵便事業に係る業務運行管理、指導及びこれらの施設等の保全に関する事。
 - ・災害時における郵便事業に係る業務運行の確保に関する事。
 - ・災害時における郵便事業応急対策に関する事。
 - ⑪ 郵便局株式会社（佐倉郵便局）
 - ・郵便局窓口業務の確保に関する事。
 - ⑫ 独立行政法人水資源機構
 - ・水資源開発施設（導水路含む）の建設、維持管理に関する事
 - ・水資源開発施設の災害復旧に関する事
 - ⑬ KDDI株式会社
 - ・電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - ・災害時における通信サービスの提供に関する事。
 - ・被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
- (7) 指定地方公共機関
- ① 印旛沼土地改良区
 - ・防災ため池等の施設の整備と管理に関する事。
 - ・農地、農業施設等に係る被害調査と災害復旧に関する事。
 - ・たん水の防排除施設の整備と活動に関する事。
 - ② 千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社、社団法人千葉県エルピーガス協会、日本瓦斯株式会社
 - ・ガス施設の防災対策及び災害時における復旧対策に関する事。
 - ③ 京成電鉄株式会社、山万株式会社
 - ・鉄道施設の保全に関する事。
 - ・災害時における救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。
 - ④ 社団法人千葉県医師会
 - ・医療及び助産活動に関する事。
 - ・医師会と医療機関との連絡調整に関する事。

- ⑤ 社団法人千葉県歯科医師会
 - ・歯科医療活動に関すること。
 - ・歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
 - ⑥ 社団法人千葉県薬剤師会
 - ・医薬品の調達、供給に関すること。
 - ・薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること。
 - ⑦ 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエム
 - ・市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
 - ・市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ・社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
 - ⑧ 社団法人千葉県トラック協会、社団法人千葉県バス協会
 - ・災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- ① 公共的団体
 - ア いんば農業協同組合
 - ・農地、農業施設等に係る被害調査に関すること。
 - ・災害復旧資金の融資斡旋に関すること。
 - イ 佐倉商工会議所
 - ・県及び市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること。
 - ・救助用物資、復旧用資機材の確保に対する協力に関すること。
 - ウ 社団法人印旛市郡医師会
 - ・災害時における医療救護の活動に関すること。
 - エ 社団法人印旛郡市歯科医師会
 - ・災害時における医療救護の活動に関すること。
 - オ 佐倉市薬剤師会
 - ・災害時における医療救護の活動に関すること。
 - ・災害時における医薬品の確保に関すること。
 - カ 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
 - ・(仮称)佐倉市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
 - ② 防災上重要な施設の管理者
 - ア 病院等医療関係施設の管理者
 - ・避難施設の整備と避難訓練等に関すること。
 - ・災害時における傷病者等の収容、保護に関すること。
 - ・災害時における被災負傷者の治療、助産活動に関すること。
 - ・災害時における収容者の保護、誘導に関すること。
 - イ 社会福祉施設の管理者
 - ・避難施設の整備と避難訓練等に関すること。
 - ・災害時における収容者の保護、誘導に関すること。

ウ 銀行等金融機関

- ・被災事業者等に対する資金融資に関すること。

エ 学校等の施設の維持管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練等に関すること。
- ・災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。
- ・避難者の収容及び保護への協力に関すること。

オ 危険物取扱施設の管理者

- ・消防法で定める消防計画に基づく災害の防止に関すること。
- ・災害時の安全確保と被害拡大の防止に関すること。

第3 市民・事業者等の基本的責務

大規模な地震等の災害が発生した場合、市及び関係機関の対応には限界があることから、市民・事業者等は、防災組織の一員であるという共通認識のもとに、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に関与する。

1. 市民の役割

地域の住民は、自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成や災害防止などに寄与するよう努める。

(1) 個人の役割

① 自己管理

「あなたが守る家族の安全」を合言葉に、災害に備えた食糧等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を市民自らが行う。

② 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

③ 自主防災組織等と連携し、自発的に災害対策活動を行うよう努める。

(2) 自主防災組織の役割

① 住民協力

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

② 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

2. 事業者の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域構成員であることを自覚し、地域の災害対策活動に協力する。

また、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

(1) 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

(2) 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、事業所の周辺住民、自主防災組織等と連携・協力し、その災害対策活動に積極的に協力する。

(3) 応急対策活動への協力

市及びその他の行政機関が実施する災害対策事業、並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

3. 特定事業者の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域構成員であることを自覚し、地域の災害対策活動に協力する。

また、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

① 事業所防災計画の作成

特定事業者は、佐倉市地域防災計画を基準として事業所防災計画を作成し、従業員及び周辺住民の安全の確保に努めるものとする。

② 届出

特定事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに市に届け出るものとする。

③ 事業所防災計画の変更

特定事業者は、事業所防災計画が適当でなくなったときは、直ちに変更し、市に届け出るものとする。

※特定事業者

危険物及び有害物質の製造、貯蔵及び運搬の施設、ガス等の公共事業施設、学校等の教育文化施設、医療施設、社会福祉施設並びに百貨店等の他の公衆が出入りする施設であって、市長が指定するものの管理を行う事業者をいう。

4. 建築物等の耐震性・耐火性の確保

(1) 市民は、建築物の耐震性の確保に努めるものとし、特に新耐震基準施行以前に建設された建築物については、耐震診断を実施するとともに、必要に応じ耐震改修をするよう努めるものとする。

また、主要な道路の周辺で、市長が指定する区域においては、建築物等の不燃化の促進に努めるものとする。

(2) 事業者は、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の耐震性・耐火性といった安全性の確保に努めるものとする。

5. 火災予防

市民は、災害時における出火の防止、出火予防や火気の取り扱いなどの防災知識等の習得、消火器具等の設置に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置を行うものとする。

また、市や佐倉市八街市酒々井町消防組合が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

6. 食糧等の備蓄の推進

(1) 市民は、救援が途絶した状況にも対応できるよう、最低3日分程度の食糧及び飲料水を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても合わせて準備しておくよう努める。

(2) 事業者は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民も考慮しながら食糧、飲料水等備蓄に努める。

7. 災害時における連絡手段、集合場所の確認

市民は、災害時において家族等と連絡が取れるよう、あらかじめ、連絡手段、集合場所などを確認しておくよう努める。

8. 避難方法の確認及び交通混乱の防止対策

(1) 避難方法の確認

市民は、指定避難場所の位置、避難の経路、方法について、あらかじめ確認しておくよう努める。

(2) 災害時における交通規制の遵守

自動車運転者等は、災害発生時において実施される交通規制を遵守しなければならない。

(3) 災害時の避難のあり方

災害時の避難にあたっては、道路上の混乱や危険を防止するため、車両の使用は控えるよう努めるものとする。

第4 計画の運用

1. 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

2. 計画の修正

佐倉市防災会議は、佐倉市地域防災計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、佐倉市地域防災計画を修正する。

修正の手順については次のとおりである。

- (1) 市は、修正に係る資料等を整備する。
- (2) 市は、整備された内容に係る資料を取りまとめ、佐倉市地域防災計画修正案を作成する。
- (3) 佐倉市防災会議は、佐倉市地域防災計画修正案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、佐倉市地域防災計画の修正について県と協議する。
- (4) 佐倉市防災会議は佐倉市地域防災計画を修正したときは、その要旨を公表する。

災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に関する調査・把握

市民部、土木部、都市部、水道部

《基本方針》

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な災害対策を推進するため、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度、その他災害に関する事項について調査・研究を行うとともに、その成果及び災害対策に関する情報を公表する。

また、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1. 災害に関する調査等

- (1) 市は、災害の発生原因や発生状況、地域の危険度、その他災害に関する事項について、適宜調査及び研究を実施し、その成果を災害対策に反映させるものとする。
- (2) 市は、調査及び研究の成果について、市民に公表するとともに、災害対策に関する情報の積極的な公表に努める。

2. 佐倉市災害対策条例に基づく防災指定区域及び重点整備地区の指定

- (1) 市は、調査及び研究に基づき、地形、地質、その他の地理的・物理的条件から、災害の発生が想定される区域や箇所（防災指定区域）を指定し、その旨を告示する。
なお、防災指定区域として指定する区域については、河川の氾濫や道路の冠水等による床上浸水のおそれのある区域、急傾斜地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊危険箇所から指定するものとする。
- (2) 市は、防災指定区域のうち、安全な居住環境を確保するために重点的な整備を必要とする区域や箇所（重点整備地区）を指定し、その旨を告示する。

3. 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興(新しいまちづくり)が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて市民とともに検討を推進する。

第2 都市の防災機能の強化

市民部、土木部、都市部、水道部、関係機関

《基本方針》

市をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1. 市街地の整備

市は、市民合意を得ながら、都市マスタープラン等に基づいて、市街地の不燃化や避難地・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保など都市防災機能の強化を図り、ユニバーサルデザインに配慮しながら、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災機能を高める都市基盤施設配置

本市の都市構造は、土地区画整理事業などで計画的に面整備がおこなわれた市街地が分散し、その間に農地、樹林地等の緑地が位置していることから比較的災害に強い構造であるといえる。しかし、既存市街地の一部の面整備未実施区域では木造家屋の密集と細街路が目立ち、公園等の都市基盤施設整備が遅れていることから、防火区画を考慮した計画的な施設配置が望まれる。

このため、既存市街地等の木造家屋が密集し延焼の危険性の高い地域を中心に、鹿島川、高崎川、手繰川等の主要河川、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、公園等で構成される延焼遮断帯で囲むことによって延焼をくい止める防火区画の概念を活用した施設配置を検討する。

(2) 市街地の不燃化の促進

① 防火地域等の指定

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域等で土地の高度利用を図るべき地域並びに避難路及び避難地周辺地区等、都市防災上不燃化を推進する必要がある地域、公共施設等重要施設の集合地域、密集市街地については、都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域や準防火地域の指定を拡大し、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

② 既存市街地の整備

道路・公園等の防災関連施設が不足している既成市街地については、地区整備の方針の策定に努めるとともに、方針に沿って民間の建築活動を適切に誘導し、建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の施策推進に努める。

2. 防災空間の確保

道路、公園・緑地、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

(1) 公園・緑地、広場等の防災空地の整備・確保

① 都市公園等の整備

災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一次避難地となる近隣公園や緊急避難の場所となる身近な街区公園等を、その配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

② 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

③ その他防災空地の確保

広場や空地等の所有者、占有者、管理者は、市長が必要と認めたときは、防災空地（災害応急活動に利用される空地）として、その土地の一時利用に協力するよう努める。

(2) 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助・救護活動及び災害応急活動のための物資の緊急輸送路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

① 避難路、緊急道路の円滑な連絡を図るため、市域の骨格道路である国道51号、同296号、主要地方道千葉臼井印西線、同佐倉印西線、県道上志津四街道線等の整備を図るとともに、都市計画道路の整備を進める。

② 避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路の円滑な連絡、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

③ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅を図るとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

3. 防災機能の強化

市及び関係機関は、道路、公園・緑地、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

(1) 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、既存幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の推進、不法占有物件の除去に努める。

(2) 公園等の防災機能の強化

避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要な施設(放送設備、耐震性貯水槽、井戸の設置等)の整備を進める。

(3) 河川の防災機能の強化

水防施設の崩壊による洪水、浸水を防止するため、河川・用排水路改修や治水・用水施設の整備を促進するとともに、大規模地震等の災害時において、緊急用水の供給源として活用できる川づくりを促進する。

4. 土木構造物の耐震対策

市及び関係機関は、土木構造物ごとに、被害を最小限に止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

(1) 耐震性の強化

- ① 施設構造物の耐震対策にあたっては、直下型地震または海溝型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- ② 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- ③ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- ④ 干拓地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の被害の危険性を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。とくに緊急道路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

一般橋梁、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

(3) 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策を実施する。

(4) 河川・水路

河川・水路による地震水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

(5) 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

5. 農地・農業施設

(1) 農地・農業施設の災害の防止

農地、農業施設等における洪水、土砂災害、たん水等の災害を防止するため、農業用排水施設等の整備を進めるとともに、低・湿地地域の排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に農地防災事業を推進する。また、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路等を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯となる農道や農業集落道、緊急時に消防用水や生活用水として取水できる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設の整備を進める。

6. 公共施設等の災害対応力の強化

上・下水道、ごみ・し尿処理、電力、ガスなどのライフライン等に関わる事業者は、地震による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

(1) 上水道

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

① 水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(社団法人日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

ウ 管路の多系統化・ブロック化・ループ化及び水源の複数化等による補完機能の強化を進める。

エ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ 施設(管路)の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

② 水道の安定供給

自己水源の確保に努める。

(2) 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

① 下水道施設の耐震化

管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上、ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

② 機能の確保

管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保を図るとともに、下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報を常に把握できるよう、集中監視システムの導入を図る。

③ 処理水の有効利用

災害時において処理水や貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用できるよう検討し、下水道資源の多目的有効利用を推進する。

(3) ごみ・し尿処理施設(佐倉市、酒々井町清掃組合 印旛衛生施設管理組合)

災害によるごみ・し尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ・し尿処理施設・設備の強化と保全に努める。

① ごみ・し尿処理施設の耐震化

処理施設の耐震化、施設のネットワーク等の整備を図る。

② 機能の確保

重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保を図るとともに、隣接市町村等との相互応援措置等による代替処理方策の確保を図る。

(4) 電力供給施設(東京電力株式会社成田支社 千葉支社)

災害による電力の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

① 電力供給施設の耐震性等の確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。

② 都市基盤施設整備との協調

電線地中化に関して、総合的な都市整備と協調した計画的な整備を図る。

③ 電力の安定供給

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく電気設備の維持保全並びに予防点検、常時監視を行うとともに、大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的電力供給停止と他の地域の電力供給を可能にするため、電力供給システムのブロック化と多重化を図る。

(5) 都市ガス(千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社)

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

① ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。とくに、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

② ガスの安定供給

大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。また、自動的にガスを遮断できるマイコンメーターの導入を促進する。

(6) LPガス(社団法人千葉県エルピーガス協会、日本瓦斯株式会社)

災害によるガスの漏洩を防止するため、LPガス供給施設の強化と保全に努めるとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等により災害予防対策に努める。

① 安全性の確保

新規工事施工時及び定期的調査・点検等の際、容器が転倒しないよう堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。また、埋設管による供給施設についても、安全性が確保できるよう努めるとともに、製造所・供給所等のガス施設においても、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。

② 二次災害の防止

二次災害を防止するため、一般消費者に対し、日頃から保安啓発の一環として、災害発生時の対処方法の周知徹底に努める。

また、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした災害予防対策を、長期的に検討・推進していく。

② ガスの安定供給

災害発生時に、二次災害の発生のおそれのある地域を除き、ガスの安定供給ができるよう防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの整備に努める。

(7) 電気通信施設(日本電信電話株式会社千葉支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店)

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。以下「通信設備等」という)の強化と保全に努める。

① 電気通信施設の信頼性向上(防災設計)

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震及び火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。

また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造化や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を推進する。

② 都市基盤施設整備との協調

通信回線の地中化に関して、総合的な都市整備と協調した計画的な整備を図る。

(8) 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(9) 放送施設(日本放送協会千葉放送局、民間放送機関)

災害時の放送が確保されるよう、放送施設・設備の防災性の強化と保全に努める。

第3 建築物等の安全対策の推進

総務部、都市部、市各施設所管部局、佐倉市八街市酒々井町消防組合、県、関係機関

《基本方針》

市、県及び関係機関は、所管施設について、地震及び地震による大規模火災によって生じる建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。とくに、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

1. 建築物等の耐震対策

市、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年(1981年)以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

- ① 公共建築物は、災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、新耐震基準施行以前に建設された建築物の耐震診断を順次行うとともに、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮して計画的な耐震改修の実施に努める。
- ② 今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震にも耐えられるよう設計を行う。

(2) 民間建築物等の耐震化

- ① 新耐震基準施行以前に建設された民間の建築物について、耐震診断、耐震改修の実施が容易となるよう「木造建築物耐震診断補助事業」及び「木造住宅補強改造工事補助事業」の推進を図るとともに、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物(一定規模以上の病院、商業施設、ホテル等の不特定多数の人々が利用する建築物)に対しては、所有者に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」及び「千葉県耐震改修促進計画」、「佐倉市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、耐震改修の促進を図る。
- ② ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけでなく災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣またはフェンスへの転換や改善の推進に努める。

(3) 老朽建築物等に対する調査指導

老朽建築物の倒壊、中高層ビルの外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止など、市は消防署、警察署の強力を得て、現地調査を行い、著しく保安上危険であると認める場合には、当該建築物の所有者、管理者または占有者に対して法令に基づき除去、移転、改築、修繕等必要な措置をとることを指導する。

2. 建築物等の防火・安全化対策

市及び県は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や災害時要援護者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

(1) 「宅地造成等規制区域」の指定による、がけ崩れや土砂の流出等の災害発生の危険性が高い地区などにおける建築の規制・誘導を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

(2) 特殊建築物、建築設備の安全確保

① 防災指導

不特定多数の人々が入り出する特殊建築物及び建築設備については、建築基準法に基づく定期報告(建築基準法第12条第1項及び第3項)の時期に防災上必要な指導を行う。

※「特殊建築物」…劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」……換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)、排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る)、非常用の照明設備(蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る)

② 防火設備の充実

消火設備、避雷設備などの防災設備を設置または改修するとともに、警備体制の充実を図る。

③ 自主防火管理体制の強化

管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

④ 立入り検査の実施

定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(3) 建築物等の災害時要援護者対策

人にやさしい都市づくりの理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人にも利用しやすい建築物等の整備を図る。

(4) 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 看板等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある看板については、関係機関との連携のもとに、施設管理者に対して改善措置を講じるよう指導する。

3. 文化財の保護対策

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

(1) 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

(2) 予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じるとともに、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、予防体制の確立を図る。

(3) 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置または改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

第4 水害予防対策の推進

市民部、土木部、県、関係機関

《基本方針》

市、県及び関係機関は、水防施設の崩壊による河川・水路における洪水等の災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生が増加し、最近では、河川からの洪水比べ、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水被害が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや、内水施設の未整備等に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策が必要とされている。

1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条に基づき、次に掲げる事項について推進するものとする。

(1) 洪水ハザードマップの整備・提供

市は、浸水危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識の向上を図るため、洪水時に浸水が想定される区域や想定される浸水深、避難場所、災害対策関係施設等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。

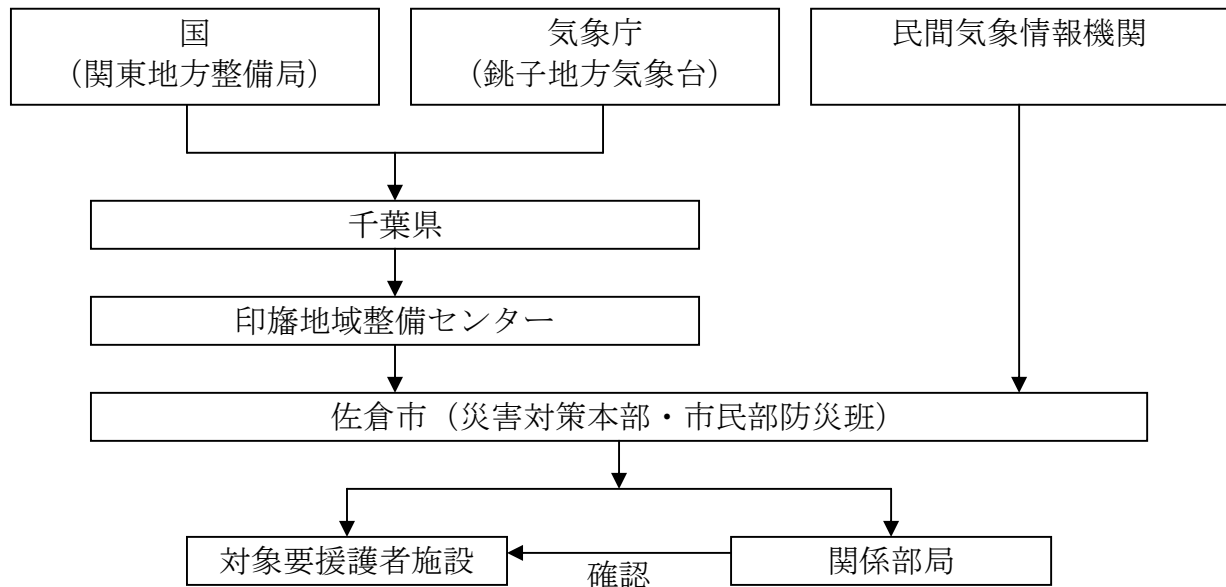
市は、洪水ハザードマップの整備を行った後は、市民に周知するため、印刷物の配布、市ホームページへの公表等の必要な措置を講じる。

また、適宜見直しを行い、常に最新の情報を提供できるよう努める。

(2) 浸水想定区域内に対する洪水予報等の伝達方法の整備

浸水想定区域内において、主に高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上配慮を要する者が使用する施設（以下「要援護者施設」という。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設において、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は次のとおりとし、電話、FAX、防災行政無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難勧告等を伝達する。



2. 河川改修

市内を流れる一級河川は、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川、西印旛沼であり、いずれも県が管轄し、市が管理するものはそれ以外の佐倉川、南部川、上手繰川、上小竹川、井野川といった準用河川と用排水路等である。これらの河川・水路の各管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

(1) 重要水防区域

危険度評定基準に基づいて、知事が指定した市域における重要水防区域は、次のとおりである。

級種別	河川名	重要水防区域箇所	重要な理由
一級	高崎川	佐倉市鏑木町	流下断面不足
一級	西印旛沼	佐倉市先崎	堤防高不足

(2) 水害の防止

- ① 市及び県は、各河川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- ② 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- ③ 市が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- ④ 雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路のしゅんせつ、清掃を実施する。

(3) 水防施設等の点検・整備

① 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

② 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(4) 水防倉庫・資機材の点検・整備

各河川管理者等は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

(5) 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等の活用に努める。

(6) 橋梁の整備

橋梁は、災害対策上重要な構造物であるため、施設管理者は、出水期に流出等のおそれがある橋梁については布設替えや維持補修(橋脚強化等)などに努めるとともに、地元住民に警戒を依頼する。

3. 下水道整備

市及び県は、地震に伴う水防施設の崩壊による洪水や降雨による浸水被害を防止するため、下水道、用排水路の整備・改修を進める。

(1) 下水道施設の整備

市及び県は、排水する管渠能力の向上とポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水等の貯留・浸透施設の整備を推進する。

(2) 水路施設の整備

市は、水利組合等の協力を得て、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。

4. 農地防災対策

印旛沼土地改良区は、水路の氾濫等による農地等のたん水被害を防止するため、農業用排水路の整備に努める。

第5 地盤災害予防対策の推進

総務部、市民部、土木部、都市部、関係機関

《基本方針》

市・県及び関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下、「急傾斜地法」という。）等に基づき土砂災害の防止に努めるとともに、液状化対策等その他地盤災害防止対策を実施する。

1. 液状化対策の推進

液状化現象によって、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

- (1) 地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
- (2) 地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- (3) 浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
- (4) 土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
- (5) 地盤または地盤構造物系の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

平成8年度実施の防災アセスメントにおける液状化についての分析結果によれば、市域内の低地の大半を占める平野部、谷底低地に加えて、大規模な干拓が行われた印旛沼干拓地における液状化の潜在的危険性が高い。

今後、液状化による施設等の被害を最小限にするために、県や研究者等の調査研究及び指導に基づき、液状化対策に取り組む。

(1) 液状化対策への取り組み

液状化対策については、液状化しても構造物の機能を確保するよう構造物側で対処する方法と、土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止、軽減する方法があるが、市街地では液状化防止の地盤改良工事は困難であるため、市及び県は、建築物の新築、建て替え時に個別の液状化対策の対応を行うものとする。なお、市、県及び各施設管理者は、防災上とくに重要な施設の設置にあたっては、地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

また、液状化しやすい場所での地中配管設備等については、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可透性のある管の採用等の必要な対策を講じるものとする。

(2) 液状化対策の啓発

液状化による建物の不同沈下等の被害を防止するための対策を、建築時に実施できるよう、液状化判定結果の市民への情報公開に向けた検討を推進する。

2. 土砂災害対策

市域内には急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）が14カ所指定され、崩壊のおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所が188カ所あげられているほか、山腹崩壊危険地区も18カ所指定されている。

また、急傾斜地崩壊危険箇所188カ所については、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定予定地となっている。

市及び県は、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにするとともに、急傾斜地法及び警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする土砂災害防止法に基づき、次に掲げる事項について推進するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域・箇所の把握

急傾斜地崩壊危険区域・箇所の把握・周知に努めるとともに、危険が予想される地区の実態を常に把握しておく。このため、梅雨期・台風期など長雨、豪雨が予想される時期に関係機関と協力して防災パトロールを実施するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策の推進

急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策を促進するとともに、相当数の居住者の危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所については、地域住民の協力を得ながら急傾斜地崩壊危険区域として指定し、崩壊防止工事の実施を促進する。

(3) 重点整備区域の安全性の向上

市は、市の定める重点整備区域内における急傾斜地の崩壊防止工事を行う者に対し、必要な支援を実施し、安全な居住環境の確保を推進する。

(4) 土砂災害防止法に基づく対策の推進

① 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に関する協力

現在、市内には土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定された区域はないが、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定予定地として、急傾斜地崩壊危険箇所が188カ所あげられている。市及び県は、協力して急傾斜地崩壊危険箇所の調査を実施し、早急に土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に努める。

② 土砂災害ハザードマップの整備・提供

市は、土砂災害危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識の向上を図るため、土砂災害の発生が想定される区域や避難場所、災害対策関係施設等を明示した土砂災害ハザードマップの整備を行う。また、ハザードマップ作成にあたっては、市民参加の手法を導入するものとする。

市は、土砂災害ハザードマップの整備を行った後は、市民に対し、印刷物の配布や広報誌、インターネットによる公表等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、適宜見直しを行い、常に最新の情報を提供できるよう努める。

③ 警戒避難体制の整備

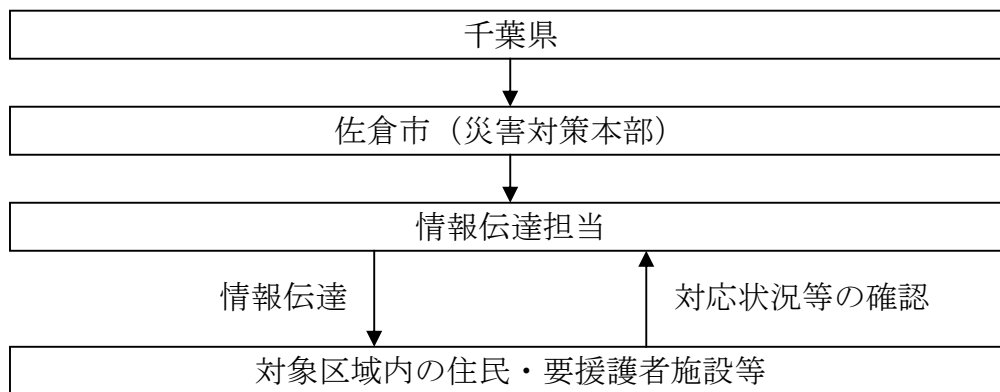
ア 千葉県土砂災害警戒情報システムの活用

千葉県土砂災害警戒情報システムを活用し、土砂災害の危険が予想される地区を的確に把握するための体制の整備に努める。

イ 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒・避難・救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

- 1) 土砂災害警戒区域内において、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要援護者施設の施設管理者や在宅の災害時要援護者、市民が、土砂災害の危険性が発生した際に適切な対応ができるよう、土砂災害に関する情報、注意報及び警報の的確かつ迅速な伝達体制を整備するとともに、対象となる住民や要援護者施設等の対応状況等を確認するための体制を整備するものとする。
- 2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備に努めるものとする。
- 3) 情報伝達系統図は次のとおりとし、電話、FAX、防災行政無線等を用いて、避難準備情報、避難勧告、指示等を伝達する。



(5) 土砂災害警戒情報の発表

① 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表され、土砂災害発生の可能性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

② 土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表される。

③ 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報は、2時間先までの予測雨量が、土砂災害発生危険基準 (Critical Line 以下「CL」という。) を超過するときに発表される。

④ 土砂災害警戒情報の解除基準

現在危険度が、CLを下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき解除される。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず、基準を下回らない場合、県と銚子地方気象台が協議のうえで解除する場合もある。

⑤ 市の対応

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒情報が発表されたことを住民等に周知するとともに、千葉県土砂災害警戒情報システムを活用し、必要に応じ避難勧告等を発令し、上記の情報伝達系統により土砂災害警戒区域内の住民等に周知徹底を図る。

3. 宅地防災対策

(1) 市は、市域における宅地造成工事について、佐倉市宅地開発指導要綱に基づく技術基準を適用して許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域に対する措置

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域は、県により、土砂災害特別警戒区域として指定されることになる。土砂災害特別警戒区域においては、県により次の措置が講じられる。

- ① 建売分譲、宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為に対する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

4. 各種データの保存

市、県及び関係機関等は、治山施設等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備や複製の別途保存に努める。

第2節 災害に備えたシステムづくり

第1 防災活動組織の整備

総務部、市民部、各部局、関係機関

《基本方針》

市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

1. 活動組織の整備・充実

市は、佐倉市地域防災計画に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(1) 佐倉市防災会議(会長：市長)

佐倉市防災会議は、佐倉市地域防災計画の作成・修正及び実施の推進のために設置する。

(2) 災害発生時の活動組織体制

災害発生時の活動組織体制については、地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第1節 第1「組織動員」に定めるところによる。

2. 動員体制の整備・充実

(1) 職員の配備基準

配備基準・人員については、地震災害対策編 第3章 災害応急計画 第1節 第1「組織動員」に定めるところによる。

(2) 勤務時間外における動員体制

① 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の主要防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等を携帯させる。

② 現地情報収集担当職員の指名

災害発生後、各地区における応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、避難所配備職員を現地情報収集担当職員に指名するとともに、情報収集、整理及び報告を担当する職員として支部配備職員を指名し、その役割の周知徹底を図る。

③ 伝達方法

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに職員に周知徹底を図る。

- ④ 参集場所の周知
迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。
- ⑤ 初動活動期の参集可能職員の把握
各部長は公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

3. 行動マニュアルの作成

(1) 職員行動マニュアルの作成

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、佐倉市地域防災計画に基づいた「災害時の職員行動マニュアル」を作成する。

また、佐倉市地域防災計画の修正、各種の防災訓練、その他防災計画の改訂等をふまえ、随時「災害時の職員行動マニュアル」の改訂・修正を行う。

(2) 部局別マニュアルの作成

各部局は、佐倉市地域防災計画に定められた各役割に基づき、部局ごとに「災害時の行動マニュアル」を作成する。

また、必要に応じ適宜見直しを行う。

4. 防災中枢機能等の確保・充実

市は、災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

佐倉市役所1号館4階交通防災課に災害対策本部を設置することが出来ない場合、ミレニアムセンター佐倉を代替施設とし、情報収集・伝達手段等の整備を進める。

また、市役所等の自家発電設備等の整備、通信設備等のバックアップ対策の充実を図る。

(2) 災害対策本部用備蓄

災害対策本部として必要となる飲料水・食糧等を備蓄する。

5. 関係機関等との連携体制の整備

(1) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備・充実を図るとともに、市との連携及び協力体制を確立する。

(2) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

6. 防災訓練の実施

市は、佐倉市地域防災計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。

(1) 市民防災訓練

毎年一回、市は自衛隊、関係機関、市民、事業所、NPO等の参加を得て防災訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。

(2) 地域防災訓練

市は、自主防災組織、NPO、自治会・町内会等の協力のもとに、地域の実情にあった防災訓練を実施するとともに、自主防災組織等からの訓練協力の依頼に対して、積極的に協力し、防災意識の高揚を図る。

(3) 非常登庁訓練

非常登庁訓練については、地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第3節 第3「組織動員訓練」に定めるところにより実施する。

(4) 避難救助訓練

関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難の勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難誘導及び救出・救助や、医療搬送、物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。

(5) 水防訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。

(6) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

7. 人材の育成

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

(1) 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、次の事項について防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- ① 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 災害時の役割の分担
- ④ 災害時の指揮系統の確立
- ⑤ その他必要な事項

8. 防災拠点の整備・充実

防災中枢拠点施設である市役所をはじめ、他の防災拠点施設の耐震性の向上、施設の設備充実を図り、災害発生時の防災機能の確保を図る。

(1) 防災中枢施設の整備・充実

市役所、ミレニアムセンター佐倉及び消防署については、災害対応力の増強を図るとともに、連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

(2) 防災拠点の整備

地域の防災拠点施設となる小・中学校及び各出張所・派出所等と災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての防災機能の充実を図る。

また、地域の防災活動の拠点となる施設、公園・広場の整備に努めるとともに、隣接した避難所、物資の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図る。

(3) 広域応援に関する拠点候補地

緊急消防援助隊、千葉県消防広域応援隊及び自衛隊の各部隊の活動拠点の候補地について、あらかじめ選定に努めるものとする。

9. 防災用資機材等の確保

応急対策及び復旧対策を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

(1) 人材、装備、資機材の確保

災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協定を締結し、災害時の資機材等の確保に努める。

(2) 防疫・衛生用資材の確保

被害の状況に応じた消毒を施行するために必要な防疫・衛生用資材の確保に努める。

(3) 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資機材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。

第2 情報収集伝達体制の整備

総務部、市民部、佐倉市八街市
酒々井町消防組合、県、関係機関

《基本方針》

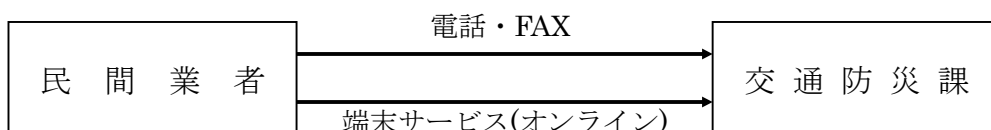
市、県及び関係機関は、平常時から地震情報等をできる限り早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測して迅速に対応するため、情報収集システムの整備・充実に努める。

また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。

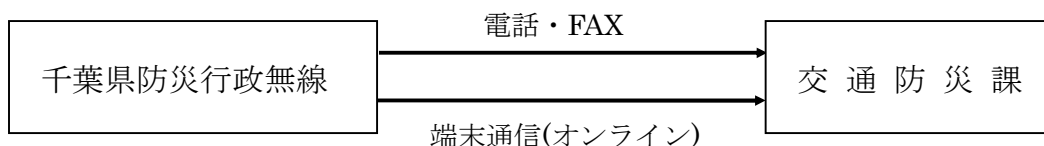
1. 情報収集システムの整備・充実

市では、平成5年度より民間気象情報サービスシステムを導入し、端末サービスによる気象情報収集システムの強化を進めている。今後とも佐倉市地域防災計画に基づき防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る情報収集体制の充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、情報の伝達体制の整備を図る。

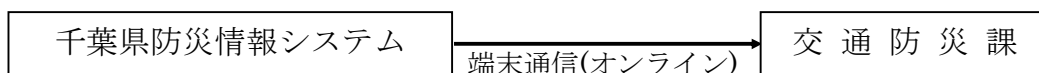
【民間気象情報サービスシステム】



【千葉県防災行政無線による情報収集システム】



【千葉県防災情報システムによる情報収集システム】



2. 情報収集伝達体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

(1) 勤務時間内の情報の収集及び伝達

県消防地震防災課または県災害対策本部から千葉県防災行政無線等によって伝達される情報を市民部交通防災課が受理し、必要な情報は庁内放送によって職員に伝達する。

(2) 勤務時間外の情報の収集及び伝達

県消防地震防災課または県災害対策本部から千葉県防災行政無線等によって伝達される情報は危機管理監が受理し、あらかじめ定められた方法によって市民部長及び交通防災課長に伝達する。

3. 指定避難所における連絡体制の整備

(1) 災害発生時において、現地の被害情報を迅速に収集するために、指定避難所ごとに防災行政無線または携帯電話を整備する。

(2) 避難所配備職員は、災害発生時において現地の被害情報の収集、支部への報告を行う。ただし、支部への報告が困難な場合は、災害対策本部（市民部防災班）へ直接報告を行う。

4. 支部の整備

災害発生時において、被害情報を迅速かつ的確に収集することを目的に、地区ごとに各指定避難所からの情報を収集、整理し、災害対策本部（市民部防災班）へ報告を行うための支部を整備する。

(1) 通信機器の整備

災害により有線電話が不通または使用が困難な状況に備え、防災行政無線等の整備を行う。

5. 通信手段の整備

災害発生時の情報通信体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに、保安管理の徹底を行う。

(1) 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、整備及び保守管理を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

(2) 通信手段の多様化

携帯電話等の整備充実、メール機能の活用等を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

(3) 防災行政無線等の整備

災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備を図るとともに、多様な情報伝達手段を検討し、必要に応じて整備を行う。

① 防災行政無線の整備

ア 千葉県防災行政無線

県では、平成18年度から20年度にかけ防災情報ターミナルちば整備事業を実施しており、防災情報のより安全で効率的な通信手段の確保と防災情報の収集・伝達機能の強化を図っていることから、市は千葉県防災行政無線の有効活用を図る。

イ 佐倉市防災行政無線(移動系・同報系(固定系)・地域防災無線)の整備

災害時の有線電話の途絶時等における各種情報の収集、災害対策活動に必要な指示・伝達、市民への必要な情報の伝達等を速やかに行うため、今後とも防災行政無線の整備・充実を図る。

なお、無線のデジタル化が開始されていることから、今後、現行のアナログ方式の無線設備が使用できなくなる可能性もあるため、新たな施設整備の検討を進めるとともに、施設整備に代わる手段の研究を行う。

② 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からのFAX、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

③ 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

(4) 市内アマチュア無線家との連携

佐倉市役所アマチュア無線クラブを中心として、市内のアマチュア無線局及びアマチュア無線クラブ等と平常時から交流を深め、災害発生時に必要な非常通信網の整備及び協力の依頼を推進する。

(5) その他

災害時の停電に備え、電灯用はじめ各種放送等の通信を確保するため自家発電機等の整備を行い、電源の確保を図る。

(6) 千葉県防災情報システムの活用

災害状況の収集・伝達のため、千葉県防災情報システムを積極的に活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

6. 災害広報体制の整備

(1) 市民への情報提供体制

ケーブルネット 296 による緊急情報の放送を行うほか、インターネット、携帯電話メール配信システム等による情報提供を行う。また、避難所となる学校等への電話、FAX、防災行政無線等の通信手段の整備及び災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

(2) 市民への広報手段の周知

- ① 災害時はテレビ・ラジオ等で自ら情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- ② あらかじめ、市役所、出張所、消防署、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

(3) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用FAX、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

7. 災害情報共有化の推進

災害情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的に、地図情報システムの構築を検討する。

8. 安否情報の収集及び提供

災害発生時において、安否情報の収集及び提供を行うための体制の整備に努める。

また、総務省消防庁が運用を開始した武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムの自然災害・事故時における利用について検討を進める。

9. 安否確認手段の周知

災害発生後、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能の麻痺が予想されることから、災害時の安否確認のためのシステム（伝言ダイヤル「171」）や災害用伝言板サービス等の普及啓発を図る。

10. その他情報伝達手段の整備

（1）緊急地震速報の提供

① 緊急地震速報の伝達手段の研究

平成19年10月1日より一般提供が開始された緊急地震速報の伝達手段について、市民に対し確実に伝達するための手段について研究を進める。

② 緊急地震速報に関する周知

緊急地震速報のしくみ及び緊急地震速報が発表された際に取りべき行動について、市民に対し十分に周知を図り、発表された際に混乱が生じないように努める。

（2）全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

緊急地震速報などの対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、市民に対し迅速に伝達するため、総務省消防庁で整備を推進している全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備に努める。

第3 火災予防の推進

市民部、経済環境部、佐倉市八街市酒々井町消防組合

《基本方針》

市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

1. 建築物等の火災予防対策

住宅、事業所からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 指 導

① 予防査察

消防本部は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備等の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア 予防査察の方法

消防本部は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備等、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、または火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

イ 予防査察の実施

- 1) 消防本部は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。
- 2) 消防本部は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に随時予防査察、特別予防査察を実施する。

② 関係者に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

③ 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令に照らし合わせて警告、命令、告発等違反処理を行い、早期是正を図る。なお、市内における防火対象物の現況は、付属資料に示すとおりである。

(2) 啓 発

市及び消防本部は、次により市民及び事業所の防火意識の啓発を図る。

- ① 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、市民に対し防火意識の啓発を図る。
- ② 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。
- ③ 市内一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、市民に対し、出火防止や火気の取り扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、地震発生時の火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。
- ④ 市民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- ⑤ 事業所における防火管理知識、消防用設備等の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。
また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

2. 林野火災予防対策

本市では丘陵地帯である南部の和田地区、弥富地区等に山林・原野が 2,000ha 程度分布している。このため、関係消防機関等と協力して、火災危険期を重点に適切な広報等の予防措置を行うほか、消防計画に定めるところによるものとする。

第4 消防、救助・救急体制の整備

市民部、佐倉市八街市酒々井町消防組合

《基本方針》

災害時の迅速かつ的確な消防、救助・救急活動を実施するため、初動体制、情報収集体制、火災防御体制、救助・救急体制、広域支援体制の充実を図る。

1. 消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

(1) 消防施設の充実

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示1号)に基づき、消防署所を配置し、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。また、消防庁舎の耐震化の促進に努める。

① 消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

② 消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、市街地内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

(2) 消防水利の整備

災害時の消火用水として消火栓や耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め、地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

① 体制整備

若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

② 消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

③ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

2. 救助・救急体制の充実

救急隊員の救急に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため教育訓練を実施するとともに、救急車の装備及び資機材等の充実強化を図る。

3. 広域応援体制の充実

大火災等に対処するため、消防組織法第21条の規定により、消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

《千葉県広域消防相互応援協定》

(千葉県下市町村及び一部事務組合 平成4年4月1日締結)

《東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定》

(千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市、鹿行広域事務組合 平成18年8月24日締結)

《成田国際空港消防相互応援協定》

(成田市消防本部、香取広域市町村圏事務組合消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合消防本部、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部、富里市消防本部、栄町消防本部、四街道市消防本部、印西地区消防組合消防本部、成田国際空港株式会社 平成18年5月18日締結)

第5 応急医療体制の整備

健康こども部、印旛健康福祉センター、関係機関

《基本方針》

市及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班・歯科医療班（以下「医療救護班等」という。）の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

1. 応急医療体制の整備・拡充

社団法人印旛市郡医師会（以下「印旛市郡医師会」という。）、社団法人印旛郡市歯科医師会（以下「印旛郡市歯科医師会」という。）及び佐倉市薬剤師会等と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

市は、災害発生時に次の点について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行えるよう、平常時から印旛市郡医師会佐倉地区をはじめとする関係機関との緊密な連携を保つとともに、情報ネットワークの構築を図る。

- ① 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ② 避難所、救護所の設置状況
- ③ 医薬品等医療資器材の需給状況
- ④ 医療施設等への交通状況
- ⑤ その他参考となる事項

(2) 協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生した場合等に対応するため、印旛市郡医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

(3) 医療救護班等の整備

印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会は、医療救護班等の編成、派遣方法等に関する計画を策定し、市に提出するものとする。

(4) 救護所の設置

市は、中学校など救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況を見て救護所を適切に設置できるよう体制を整備する。

2. 後方医療体制の充実

市は、関係機関の協力を得て、市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

(1) 協力病院の拡充

市は、印旛市郡医師会等の協力を得て、市内の病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

(2) 搬送体制の整備

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

(3) 地域医療連携の推進

市及び印旛市郡医師会等は、災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請が迅速に進み、地域医療との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

また、市は、医師等が不足する事態に備え、医療ボランティアの受入れ体制を整備するものとする。

3. 医薬品等の確保体制の整備

(1) 衛生材料等の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる衛生材料等について備蓄を推進する。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

佐倉市休日夜間急病等診療所を中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から佐倉市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。

第6 緊急輸送体制の整備

土木部、関係機関

《基本方針》

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 輸送手段の整備

陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

2. 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。また、新たに緊急輸送道路が選定、または変更された場合は、その路線名及び区間を市民や関係機関等に周知する。

(1) 緊急輸送道路の選定

① 県選定の緊急輸送道路

県が選定している佐倉市に係る緊急輸送道路は、次のとおりである。

ア 1次路線

高速自動車国道：東関東自動車道水戸線

一般国道：国道51号、国道296号

イ 2次路線

主要地方道：千葉八街横芝線

② 市選定の緊急輸送道路

市は、県の選定する1次路線及び2次路線を補完するため、必要に応じ、市道等を緊急輸送道路として選定する。

③ 地域輸送道路の選定

関係機関と協議のうえ、広域輸送路と災害時用臨時ヘリポート、船着場、市内の備蓄庫、緊急医療機関等を連絡する輸送道路の選定に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両については、緊急通行車両の事前届出手続きを行う。

(3) 備品等の整備

カラーコーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

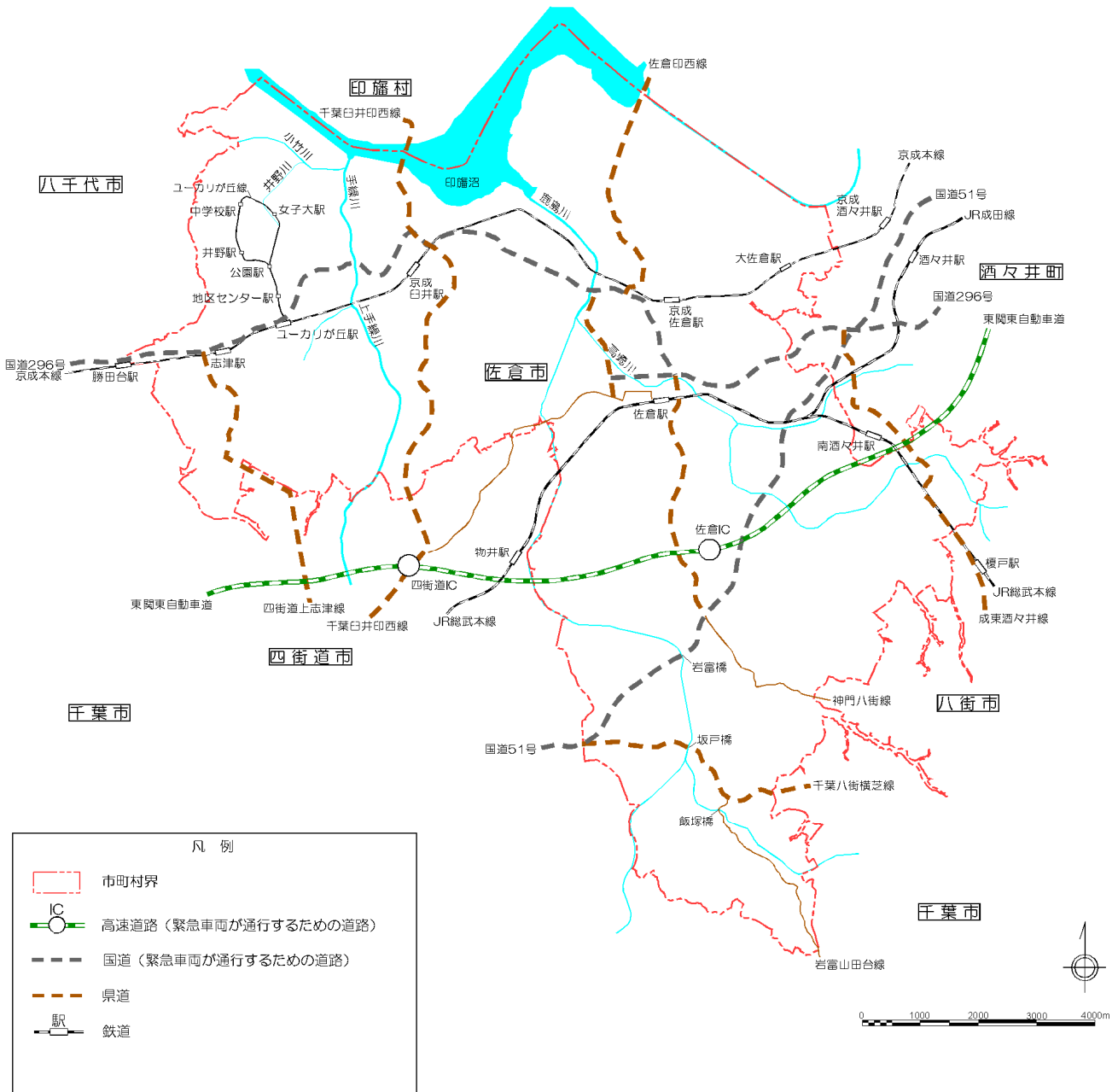
(4) 道路障害物除去対策の検討

① 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

② 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

③ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

【緊急輸送道路ネットワーク計画】



■ 緊急輸送道路（1次路線・2次路線）

1次・2次路線	道路区分		名称
1次路線	国道	高速自動車国道	東関東自動車道水戸線
		一般国道	国道51号
			国道296号
2次路線	県道	主要地方道	千葉八街横芝線

3. 航空輸送体制の整備

県等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や、臨時ヘリポートの選定に努める。

4. 水上輸送体制の整備

災害時の印旛沼を利用した水上輸送に備えて、物資等の積み降ろしが可能な緊急時の船着場の整備を推進する。

5. 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底及び緊急輸送体制の確保

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努めるとともに緊急輸送体制の確保に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

6. 公共交通機関

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社への要望に努める。

(1) 各鉄軌道会社(東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、山万株式会社)

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材が確保されるよう、各鉄軌道会社への要望に努める。

(2) 乗合旅客自動車会社(京成バス株式会社、ちばグリーンバス株式会社)

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るよう乗合旅客自動車会社への要望に努める。

第7 避難体制の確立

総務部、市民部、福祉部、
土木部、都市部、教育委員会

《基本方針》

災害から住民を安全に避難させるため、緊急に避難する場所としての避難場所、避難施設としての避難所、避難先へ向かう避難経路を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

1. 避難誘導體制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑な避難を行うための体制を整備する。

(1) 案内標識等の設置

指定避難場所、避難経路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

(2) 災害時要援護者避難誘導體制の整備

- ① 関係機関・関係団体等との協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら災害時要援護者の所在等の把握に努める。
- ② 災害時要援護者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織、自治会・町内会等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- ③ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づいた支援体制の整備及び活動マニュアル等の作成を進める。

2. 指定避難場所、避難経路の指定・整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難場所、避難経路の整備を推進する。

(1) 指定避難場所

次に示す定義に基づき避難場所の指定を行う。

① 広域避難場所・一時避難場所

余震等の二次災害に備えて住民が一時的に自主避難できる、概ね1 ha以上の場所を広域避難場所・一時避難場所として指定する。

また、避難者1人あたり、概ね3 m²以上の避難有効面積を確保することとする。

② 指定避難所

地震によって住家が全半壊、全半焼した場合において、一定期間、被災者が生活できる避難所の指定を行う。

ア 避難所

地震によって住家が全半壊、全半焼した場合、市は必要に応じ避難所として開設できる施設を避難所として指定する。

また、避難所生活者1人あたり、概ね4 m²以上の面積を確保することとする。

イ 福祉避難所

地震によって住家が全半壊、全半焼した場合、市は必要に応じ、特別な支援を必要とする災害時要援護者のための避難所として開設できる施設を福祉避難所として指定するものとする。

また、指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、福祉避難所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をするものとする。

ウ その他

地震によって住家が全半壊、全半焼した場合、市は必要に応じ、避難所または福祉避難所として指定をしていないその他施設について臨時の避難所として開設する。

また、指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、臨時の避難所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をするものとする。

(2) 避難経路

指定避難場所への避難が安全かつ円滑に行われるよう、都市計画道路の整備や道路改良等の事業により総合的な避難経路の整備を推進する。

避難経路の選定にあたっては、次の条件及び地域特性に留意する。

- ① 幅員がおおむね4 m以上の道路及び緑道。
- ② 落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと。
- ③ 水利の確保が比較的容易なこと。

3. 指定避難所等の充実

住家の全壊、全焼、流失等により避難を必要とする住民が避難生活を営むことになる避難所、及び災害時要援護者に配慮した福祉避難所の整備に努める。

また、多数の避難生活者が発生した場合に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議等を行い、指定避難所(避難所・福祉避難所)以外の避難施設の確保に努める。

なお、施設の整備にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。

(1) 指定避難所の管理

- ① 市は、指定避難所の管理責任者を別途定める。
- ② 市は、指定避難所の運営に必要な資機材等を整備するとともに、避難者が生活する上で必要となる照明、通信施設等の設備・機器の整備を推進する。
- ③ 市は、避難者数の想定に基づき、必要最低限の水、食糧、毛布等の備蓄に努める。
また、福祉避難所については、災害時要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗品等の備蓄を検討する。
- ④ 市は、避難所での生活用水等が確保されるよう、避難所に指定されている小学校及び中学校の既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。
- ⑤ 運営に必要な事項についてマニュアル等の作成に努める。

- ⑥ 市は、避難所に指定されている小学校及び中学校等について、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。
- ⑦ 市は、指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に指定避難所としての適性について検討を行い、避難所機能の整備充実に努める。

(2) 避難施設の選定

指定避難所以外の避難施設の確保にあたっては、管理者等と使用する施設の区分や運営体制等について協議し、災害時及び災害復旧後における当該施設の通常業務が速やかに正常化できるよう留意する。

4. 避難計画の充実

市は、災害時または災害のおそれのある場合、避難計画を作成し、市民及び避難活動関係者への周知徹底を図る。

(1) 市は、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- ① 避難準備情報、避難の勧告または指示を行う基準及び伝達方法
- ② 避難場所及び避難所の名称、所在地、収容人員
- ③ 避難経路及び誘導方法

(2) 公的施設等の管理者のとりべき措置

学校、病院、大規模商業施設、集会施設等の不特定多数の人々集まる施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図る。

(3) 避難に関する広報

指定避難所等を明示した表示板の整備を実施するとともに、避難場所、避難所、避難経路等を記載した地図の作成、市民への配布等を行うとともに、表示の多言語化等に努める。

5. 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 建設候補地の事前選定

市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。

なお、候補地の選定にあたっては、一戸あたり 29.7 m²以上の基準面積が確保できる場所とする。

(2) 災害時要援護者に配慮した住宅の確保

県と協力して、災害時要援護者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。

(3) 災害救助法の適用時に対応した住宅等の確保

災害救助法が適用された場合における集会等利用施設及び福祉住宅の設置に備えた住宅等資材及び用地の確保に努める。

第8 二次災害防止体制の整備

市民部、土木部、都市部、県、関係機関

《基本方針》

市及び県は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、地震により被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

1. 被災建築物応急危険度判定制度

住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力して、平成18年3月に策定した「佐倉市被災建築物応急危険度判定震前準備計画書」及び「佐倉市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」に基づき、地震によって被災した建築物等の危険度判定を実施する。

(1) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及啓発に努める。

(2) 応急危険度判定を受けた者の責務

応急危険度判定を受けた者は、その結果に基づき、避難・建築物の補強等、適切な対応を図るよう努める。

2. 被災宅地危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、県及び関係団体と協力して、地震によって被災した宅地等の危険度判定を実施する体制の整備を図る。

(1) 宅地危険度判定士の養成・認定登録

県及び関係団体が主催する「被災宅地危険度判定士養成講習会」を受講し、宅地危険度判定士としての養成・認定登録を推進する。

(2) 実施体制の整備

宅地危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、県から派遣された危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。また、支援体制の整備を図る。

(3) 制度の普及啓発

県及び関係団体と協力して、危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及啓発に努める。

3. 電力供給施設、ガス供給施設による二次災害の防止

電力供給施設、ガス供給施設による感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の発生を防止するため、災害時における注意事項等の広報活動を関係機関に要請するとともに、応急復旧期における通電による漏電出火、残留漏洩ガスへの引火等を防止するため、電気・ガスの供給再開時の十分な事前点検体制の整備を電力供給会社、ガス供給会社に要望する。

第9 緊急物資の確保・供給体制の整備

総務部、市民部、福祉部、水道部、関係機関

《基本方針》

災害による住家の全壊、全焼等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

1. 飲料水の確保

(1) 応急給水拠点等の整備・充実

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材等について整備増強を行う。

- ① 市内の浄水場を、災害時の給水拠点として整備を図るとともに、次のような非常用飲料水の備蓄を促進する。
 - ア 広域避難地への飲料水用耐震性貯水槽設置
 - イ 学校等の耐震性プール建設
- ② 給水車による応急給水体制の整備を図る。
- ③ 被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

(2) 応急給水用資機材等の整備

給水車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

2. 食糧及び生活必需品の確保

(1) 備蓄

必要な食糧、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。

- ① 重要物資の備蓄
 - ア アルファ米、乾パン
 - イ 高齢者用食糧
 - ウ アレルギー対策用食品
 - エ 粉ミルク
 - オ ほ乳瓶
 - カ 毛布
 - キ おむつ
 - ク 生理用品
 - ケ 簡易トイレ
- ② その他用品の確保
 - ア 精米、即席麺などの主食
 - イ 野菜、漬物、菓子類などの副食

- ウ 被服(肌着等)
- エ 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- オ 光熱用品(LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- カ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- キ 医薬品等(常備薬、救急セット)
- ク 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車椅子、トイレ、盲人用杖、補聴器、点字器等)

(2) 民間業者等との協定締結の推進

災害時における飲料水、食糧、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

3. 備蓄・供給体制の整備

(1) 防災備蓄倉庫の整備

災害が発生した場合、各地域において迅速に備蓄品が使用できるよう、分散備蓄のための防災備蓄倉庫の整備等に努める。

(2) 備蓄品の管理

災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、定期的に備蓄品の点検を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行うなど、管理の徹底を図る。

4. 市民及び事業者における備蓄の推進

(1) 市民は、救援が途絶した状況にも対応できるよう、最低3日分の食糧(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときを持ち出す最低限の生活用品についても合わせて準備しておくよう努める。

(2) 事業者は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民も考慮しながら食糧、飲料水等備蓄に努める。

(3) 市及び県は、市民等が食糧、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取り組むよう、啓発に努める。

第10 防災用資機材の調達

土木部、水道部、佐倉市八街市
酒々井町消防組合、関係機関

《基本方針》

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災用資機材の整備充実に努めるとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

1. 防災用資機材等の整備

災害時における応急活動用資機材の整備充実にについて、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実に努める。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備充実に努める。

(1) 防災用資機材の整備・点検

市及び関係機関が保有する災害対策に必要な応急活動用資機材及び救助・救出用資機材、並びにこれらを保管する施設については、定期的な点検を実施するとともに、基準備蓄数量以上の備蓄を常時確保するよう努める。

① 防災用資機材

応急活動用資機材及び救助・救出用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実に努める。

② 水防用資機材

水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実に努める。

③ 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実に努める。

④ 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

(2) 保管施設の分散化

市は、資機材の保管施設について分散化を図るとともに、自主防災組織への補助制度等を推進し、地域での備蓄を推進する。

2. 調達・活用の体制

(1) 資機材の分散化

災害時の初期防災・救助・救護活動に活用できるよう、避難所、消防団機庫等の必要な場所に防災・救助・救護用資機材を整備するとともに、福祉避難所等の公共施設についても整備を検討する。また、地域の実情に応じて、初期防災用資機材の配置に努める。

(2) 資機材調達の連携

① 関係団体、団体等との連携

関係団体、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

② 資機材提供先との協定

調達が必要な資機材について、関係業者との協定の締結による確保に努める。

第11 ライフライン確保体制の整備

土木部、水道部、関係機関

《基本方針》

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

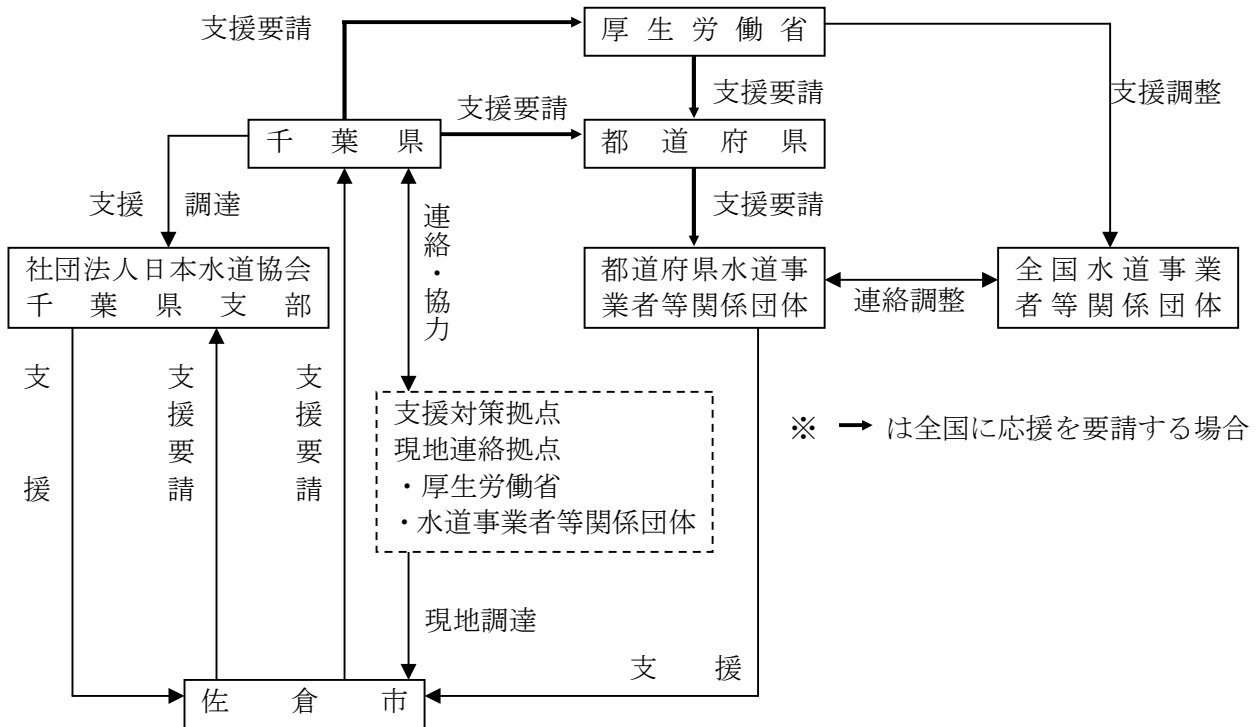
1. 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

- (1) 水道部の行う配水管整備事業については社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」等によって、基幹水道施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路など施設の耐震性の強化を、優先順位を定めて計画的に推進する。
- (2) 施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、応急給水施設の整備など、必要な施設等の計画的な整備増強を図る。
- (3) 応急復旧体制の強化
 - ① 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
 - ② 応急復旧活動マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。
- (4) 災害対策用資機材の整備点検
 - ① 災害によって被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検に努める。
 - ② 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。
- (5) 協力体制の整備
 - ① 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
 - ② 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、千葉県水道災害相互応援協定の活用を図るとともに、県と協力して県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

また、災害時に備え平常時から千葉県水道局との連携体制の強化に努める。

【応急給水対策フローチャート】



2. 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 下水道施設の整備

老朽管等の敷設替、構築物・機械設備の更新、補強、動力源の確保などの下水道施設の整備に努める。

(2) 応急復旧体制の強化

① 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

② 応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

① 災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。

② 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

(4) 協力体制の整備

① 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

② 県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

3. 電力(東京電力株式会社成田支社、千葉支社)

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

(1) 施設の耐震性強化等

電気施設の耐震性強化等により、災害時の被害の軽減に努める。

① 変電設備

がい子型機器、保護継電装置の耐震性向上、構造物の安全性向上と浸水の防止などに努める。

② 送電設備

地中設備、橋梁、鉄塔等の巡視点検の実施など安全性の確保に努める。

(2) 応急復旧体制の強化

① 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備、対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。

② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(3) 災害復旧用資機材の整備点検

資機材の確保体制、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。

(4) 協力体制の整備

非常災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう推進する。

4. ガス(千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社、社団法人千葉県エルピーガス協会、日本瓦斯株式会社)

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防対策

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、「ガス導管耐震設計指針」(社団法人日本ガス協会)、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等に基づき、地震災害等によって被災した家屋等においても、都市ガス施設及び液化石油ガス施設による災害が発生しないように、日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

① ガス使用者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、ヒューズコック、マイコンメーター、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及・導入を推進する。

② 耐震性の向上(ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等)及び確認(チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)を進める。

③ 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消を進める。

- ④ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)を図る。
- (2) 社団法人千葉県エルピーガス協会及び日本瓦斯株式会社は、日頃から保安啓発の一環として、災害発生時の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした災害予防対策を、長期的に検討・推進していく。
- (3) 応急復旧体制の強化
 - ① 応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員体制や連絡体制の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。
 - ② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。
- (4) 災害復旧用資機材の整備点検
資機材及び代替燃料の確保体制の整備とともに、消火・防火設備の充実を推進する。
- (5) 協力体制の整備
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

5. 電気通信(東日本電信電話株式会社千葉支店)

災害時における公衆通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設または回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう努める。

- (1) 応急復旧体制の強化
 - ① 広い範囲の地域で災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、作業体制や応急復旧用資機材の確保体制等が確立されるよう推進する。
 - ② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。
- (2) 災害復旧用資機材の整備点検
平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。
- (3) 協力体制の整備
グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。

6. 市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

- (1) 上水道施設、下水道施設
平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。
- (2) 電力供給施設、ガス供給施設
感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報するよう電力供給会社、ガス供給施設会社への要望に努める。

(3) 通信施設

災害時における通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報されるよう通信施設会社への要望に努める。

第12 営農対策の推進

経済環境部、農業協同組合、県

《基本方針》

市及び関係機関は、災害による農業用施設等への被害発生に備え、必要な対策を講じるよう指導を行う。

1. 指導及び助言

市及びいんば農業協同組合は、地域の特性に鑑み、農地及び農業用施設の災害対策に関し、指導及び助言を行うよう努める。

2. 広報活動による啓発

市及びいんば農業協同組合は、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の災害対策に関する啓発を行う。

第13 廃棄物処理体制の整備

経済環境部、土木部、佐倉市、酒々井町
清掃組合、印旛衛生施設管理組合、県

《基本方針》

大規模災害の発生後、大量に発生する廃棄物や、倒壊・落下・流出等による道路・河川等への障害物は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、処理施設の耐震性等の防災対策を実施するとともに、障害物の除去を含めた廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

1. 防災対策

佐倉市、酒々井町清掃組合及び印旛衛生施設管理組合は、廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保、及び廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

2. 処理体制

市は、佐倉市、酒々井町清掃組合と協力して、被災状況等から推定されるごみの発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画・ごみ処理計画の見直しを行う。また、災害発生時にあっては、ごみ収集計画・ごみ処理計画をもとに、必要な体制を速やかに確保し、ごみの収集・処理を行う。

市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策、道路・河川等へ倒壊・落下・流出等による障害物が発生した際の除去に係る災害時応急対策を定めるとともに、必要な廃棄物処理が佐倉市、酒々井町清掃組合及び印旛衛生施設管理組合の処理能力を超える場合、並びに廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

県は、市がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

3. 災害時応急体制の整備

市、佐倉市、酒々井町清掃組合及び印旛衛生施設管理組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

(1) 緊急出動体制の整備

市は、収集運搬業者と協定等を締結するなどにより、体制の整備を図るものとする。

(2) 道路・河川等へ障害物の除去に係る災害時応急体制の整備

市は、道路・河川等へ障害物の除去に関し、必要な人員、車両や機材等を確保するため、関係機関等と協定等を締結することにより体制の整備を図る。

(3) 災害時における応急体制の確保

- ① 佐倉市、酒々井町清掃組合及び市は、生活ごみや災害によって生じた廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置計画を作成すること。
- ② 佐倉市、酒々井町清掃組合、印旛衛生施設管理組合及び市は、し尿、生活ごみの処理・処分計画を作成し、それに基づき、近隣の市町及び廃棄物関係団体等との間に災害時の相互協力体制を整備する。

(4) 避難所の生活環境の確保

- ① 市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- ② 市は、上記の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

4. 処理負担

道路・河川等への障害物以外の災害廃棄物の処理及び、処理費用については、当該廃棄物が存在する土地、建物の所有者ないし管理者が負担するものとする。ただし、費用に関し、その負担がきわめて大きい場合、状況に応じ、処理施設における処分費用の減免措置等を検討するものとする。

防災活動ないしは市民活動に障害となる道路・河川等への障害物の処理に関しては、状況に応じ、応急公用負担を適用するものとする。

第3節 災害に強い人づくり

第1 防災知識の普及

市民部、健康こども部、教育委員会、
佐倉市八街市酒々井町消防組合

《基本方針》

市民一人ひとりが、「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発に努める。

1. 市民に対する防災知識の普及と意識啓発

大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とするパンフレットの配布や防災展の開催等多様な媒体を用いることによって、防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。

また、自治会・町内会等、NPOなどを通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。

2. 学校教育・社会教育における防災教育

防災の手引を作成し、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

3. 事業所における防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

第2 自主防災組織の育成

市民部、佐倉市八街市酒々井町消防組合

《基本方針》

市民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

1. 自主防災組織の結成促進

市は、市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自治会・町内会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、防災リーダー（自主防災組織の行う初期消火、救出等の災害対策活動において指導的役割を担う者）を育成する防災委員制度の制定・導入について検討する。また、関係機関と連携し、自主防災組織としての防災行動力の強化を支援する。

2. 自主防災組織への支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火、救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。

また、女性も地域活動に大きな役割を果たしていることから、その経験や能力が活用できるよう努める。

(1) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

(2) 資機材の整備助成等

自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。

3. 事業所による自主防災体制の整備

従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災体制の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。

事業所の防災体制の充実強化は、概ね次の事項に沿って行う。

(1) 防災訓練

(2) 従業員の防災教育

(3) 情報の収集、伝達体制の確立

(4) 火災その他災害予防対策

(5) 避難対策の確立

(6) 応急救護等の対策

(7) 飲料水、食糧、生活必需品等の確保

(8) 地域の防災活動への協力

(9) 災害時要援護者対策

4. 防災訓練への参加

(1) 市民

- ① 地区ごとに防災訓練を推進し、防災訓練に積極的に参加することにより、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の災害対策に関する実践的かつ効果的な知識、技能等を発揮できるよう努める。
- ② 避難訓練の実施に際しては、NPOの意見などを参考にして災害時要援護者等の保護に配慮した訓練を実施する。
- ③ 市は、市民による災害時の初期消火、救助・救護活動に活用できるよう、小学校、中学校、消防団機庫、交番等の必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに他の公共施設についても整備を検討する。

また、地域の実情に応じて初期消火活動用資機材の配置に努める。

市民においても、初期消火、救急・救護活動に必要な資機材（消火器等）を独自に用意するよう努める。

(2) 事業所

事業者は、事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、従業員等が災害対策に関する知識、技能を習得できるよう防災訓練等に参加できる機会の確保に努める。

また、地域と連携・協力することにより、避難誘導、救護活動等の自主防災力の向上に努める。

第3 組織動員訓練

市民部、佐倉市全職員

《基本方針》

災害対策本部、支部、避難所等の非常登庁配備体制を確認し、迅速かつ効果的に災害応急対策に着手するとともに各防災機関、市民との連携を図ることを目的とし、職員の非常登庁訓練をはじめとする組織動員訓練を実施する。

1. 非常登庁訓練

(1) 訓練内容

① 非常参集訓練

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員、本部設置準備班員等は、災害により交通機関等が機能しないことを想定し、徒歩もしくは自転車で指定の参集場所に集合する。

② 情報収集・伝達訓練

参集場所に集合した後、避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員、本部設置準備班員は、災害により有線電話が不通または使用が困難な状況を想定し、携帯電話もしくは無線通信を使用し、情報収集・伝達訓練を実施する。

③ 避難所開設訓練

避難所配備職員は、避難所運営マニュアルに基づき、発電機始動訓練・浄水訓練・仮設トイレ組み立て訓練・資機材点検等の訓練を実施する。

(2) 実施方法・時期

年1回以上実施する。

年度ごとに実施要領を策定し、それに基づき実施するものとする。

(3) 対象者

避難所配備職員、支部配備職員、本部付き職員、本部設置準備班員を対象とする。

また、学校職員等にも参加を依頼し、相互に協力をしながら訓練を実施する。

2. その他訓練

交通機関等が機能しないことを想定した所属への登庁訓練等、市長が必要とした訓練については、訓練ごとに実施要領を作成し、実施するものとする。

第4 災害時要援護者対策

市民部、福祉部、関係機関

《基本方針》

近年の地震災害や風水害発生時において、被災者のうち高齢者の占める割合が大半を占めていることから、災害時の人的被害を少なくするために、災害時要援護者に対する安否確認や避難誘導を迅速かつ的確に実施する体制の整備が重要となっている。このため、市は、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、支援対策の整備について検討を進めるものとする。

なお、支援対策の整備にあたっては、佐倉市地域福祉計画の進捗と連携がとれるよう調整を行う。

※ 災害時要援護者

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々と定義されている。

例：高齢者、身体障害者、知的障害者、妊産婦、乳幼児、病人、外国人など

1. 福祉のまちづくりの推進

市は、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会、NPO等との相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

あわせて、公共施設の整備・改善を推進し、高齢者や障害者の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化など、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進を図る。

民間の施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

2. 在宅災害時要援護者対策

市は、地域住民の協力のもと、在宅要援護者の把握、災害時における情報伝達、救助、安否確認、避難誘導、避難後の生活などにおける必要な支援対策の検討を進める。

(1) 在宅要援護者情報の把握

① 関係機関共有方式による把握

市は、災害時において、支援が必要と考えられる災害時要援護者の範囲を定めるとともに、福祉部各課が業務上保有する情報の中から、災害時要援護者情報を抽出し、災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。）を作成する。

この他、病院や社会福祉施設等に入院・入所している災害時要援護者についても可能な限り把握するよう努める。

② 手上げ方式・同意方式による把握

手上げ方式・同意方式による災害時要援護者の把握については、災害時要援護者本人または家族から情報の提供に関して同意を得て行うものであり、平常時から、自治会・町内会等、民生委員、消防団、自主防災組織間などの地域住民間での情報共有が可能である。

平常時より地域住民に災害時要援護者名簿を提供することにより、災害発生直後、または災害が発生するおそれがある場合に、地域住民による迅速な避難誘導、救助及び避難後の生活支援等に役立つものと考えられることから、登録制度等の構築について検討を進める。

また、地域住民自らが、手上げ方式等による要援護者の把握に関する仕組みづくりを行う場合に備え、市は、その取り組みへの支援に努める。

※ 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を、防災関係部局等の間で共有する方式。

※ 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について、広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

※ 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式。

(2) 災害時要援護者名簿の取り扱い

① 関係機関共有方式による災害時要援護者名簿の取り扱い

関係機関共有方式による災害時要援護者名簿は、平常時は市内部で厳重に保管するとともに、最新情報の更新に努めるものとする。

また、災害時において、適正かつ迅速に災害時要援護者の安否確認、避難後の生活支援等に使用するため、マニュアル等の整備に努めるものとする。

なお、関係機関共有方式による災害時要援護者名簿については、外部に提供することはできない。

② 手上げ方式・同意方式による災害時要援護者名簿の取り扱い

災害時要援護者名簿の提供にあたっては、情報漏洩防止のための措置を講じる等、個人情報の保護に配慮をするとともに、災害時要援護者情報の取り扱いについて、佐倉市個人情報保護条例に基づき、検討を進めるものとする。

(3) 地域における支援体制の整備

市及び地域住民は、地域社会全体における災害時における情報伝達や救助、避難誘導等の要援護者に対する支援体制づくりを行う。

なお、体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

(4) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字情報受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災警報器等の設置等の推進に努める。

(5) 避難施設等の整備

市は、要援護者に特別な配慮をするために福祉避難所等の整備に努め、要援護者が避難生活を送るために必要となる次の資機材等を、あらかじめ福祉避難所等に配備するよう努める。

また、福祉避難所等に指定した施設管理者に対し、次の資機材等を配備するよう要請するものとする。

- ① トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品
- ② 児童遊具、ミルク、ほ乳ビン等の乳幼児及び授乳に配慮するための設備

(6) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎知識等の向上が図れるよう努める。

(7) 避難

避難は、自助及び共助を基本とし、佐倉市地域防災計画、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の作成した「震災時における避難所運営の手引き」を活用するとともに、次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生する恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ② 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ③ 状況により、老幼病者または歩行困難者を適当な場所に集合させ、車両または舟艇等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。
- ④ 避難誘導は、避難先での救助物資の配給等を考慮し、基本的に自治会・町内会等の単位で行う。
- ⑤ 災害時要援護者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行う。

また、市、自主防災組織、自治会・町内会等は災害時要援護者の避難確認を行う。

(8) 避難後の対応

市は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所等への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行うものとする。このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等との調整を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努めるものとする。

応急仮設住宅への入居については、災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置について検討していく。

(9) 被災した要援護者の生活の確保

市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- ① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

3. 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設や老人保健施設等に入所、または通所している災害時要援護者については、各施設管理者が、入所者、または通所者の安全な避難の確保に努める。また、被災状況等を取りまとめ、市及び消防本部に支援要請を行うものとし、要請を受けた市及び消防本部は必要な支援を行うものとする。

(1) 防災マニュアル等の策定

災害時の事務の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域等の連携等を網羅した綿密な防災マニュアル等を施設ごとに策定する。

(2) 防災訓練、防災教育の実施

防災マニュアル等が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

(3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧対策等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設や老人保健施設等の入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。このため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

4. 外国人への配慮

外国人が、災害時に安全に行動できるような環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知を図るものとする。

(1) 防災知識の普及

外国人向けの防災に関する広報印刷物の配布に努める。

(2) 地域社会との連携

① 地域での支援体制づくりや外国人を含めた防災訓練・防災教育に努める。

② 避難所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から財団法人佐倉市国際交流基金、NPOとの連携に努める。

(3) 表示の多言語化

外国人にも理解できるよう、避難標識等の多言語化に努める。

第5 ボランティア・NPO活動環境の整備

佐倉市社会福祉協議会、各部、関係機関

《基本方針》

市は、佐倉市社会福祉協議会と協力し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。なお、環境整備にあたっては、県、日本赤十字社千葉県支部、千葉県社会福祉協議会、その他ボランティア・NPO活動推進機関と相互に連携し、推進していくものとする。

1. 佐倉市社会福祉協議会との連携

市は、災害ボランティア活動の推進・支援、災害時のボランティアの受け入れ、活動の調整などの支援活動が円滑に機能するよう、佐倉市社会福祉協議会との連携を強化する。

2. ボランティア・NPOの位置づけ

災害時のボランティア・NPO活動については、総合的な防災力の一員としての位置づけが十分にはされていないため、以下のようにボランティア・NPOを位置づけ、その活動力が効果的に発揮されるよう努める。

(1) 一般ボランティア・NPO

災害発生と同時に、被災地域外からの自然発生的なボランティアの申し出については、組織化された集団ではない場合が多く、組織的な行動を行うことや個々の組織や個人をコーディネートすることが困難である。このため、佐倉市社会福祉協議会が中心となって、受付を行うなど、ボランティア・NPOが被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について計画する。

このような一般ボランティア・NPOの活動については下記のことが期待される。

- ① 被災者に対する炊き出し
- ② 救助物資の仕分け・配付
- ③ 高齢者・障害者など災害時要援護者の介護等
- ④ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- ⑤ 被災者のニーズ把握や安否確認
- ⑥ その他被災者及び被災地に対する支援活動

(2) 専門ボランティア・NPO

専門ボランティアは、次のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。

- ① 医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士等
- ② 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等
- ③ 通訳(外国語、手話)
- ④ アマチュア無線技士
- ⑤ その他専門的知識、技能を要する活動等に係る有資格者

3. 受入れ体制の整備

(1) (仮称)佐倉市災害ボランティアセンターの設置準備

佐倉市社会福祉協議会は、災害時に一般ボランティア・NPOの受入れ・活動の調整を行うための窓口として、(仮称)佐倉市災害ボランティアセンター設置のための準備を行うものとする。

(2) 連携体制の整備

佐倉市社会福祉協議会は、災害時に迅速に一般ボランティア・NPOの受入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から市関係部署と連携を図るとともに、千葉県社会福祉協議会との連携や、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(3) 専門ボランティアの受入れ体制の整備

市は、災害時における応援要請及びその受入れ体制の整備と併せ、専門ボランティア・NPOの受入れ体制の整備を図るものとする。

4. 人材の育成

(1) 人材の育成

佐倉市社会福祉協議会及び市は、県、日本赤十字社千葉県支部、千葉県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努めるものとする。

(2) 意識の高揚

市は、防災とボランティアの日(1月17日)及び防災とボランティア週間(1月15日～21日)の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事にボランティア団体等の積極的な参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

5. 活動支援体制の整備

(1) 活動拠点の提供

市は、災害時にボランティア・NPO活動を行なおうとする者の活動拠点を提供するよう努める。

(2) 資機材の提供

市は、災害時にボランティア・NPO活動を行なおうとする者の活動に必要な資機材の備蓄に努め、災害時に資機材を提供できるよう努める。